

第 5 次マネロン指令（指令 (EU)2015/849・指令(EU)2018/843 に よる改正後）本文（日本語訳）

原文：Directive (EU) 2015/849 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015（指令(EU)2018/843 による改正後の統合版（2018 年 7 月 9 日版））

原文 PDF（統合版・2018 年 7 月 9 日版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した
写し）

[https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/
eu_2015_849_consolidated_20180709_en.pdf](https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_2015_849_consolidated_20180709_en.pdf)

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記
しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成
した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えません
ので、自己責任でご利用ください。

第 1 条

1. 「本指令」は、欧州連合（「EU」）の金融システムを利用した、マネー・ロンダリング
及びテロ資金供与の防止を目的として定められる。

2. 「加盟国」は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を禁止しなければならない。

3. 本指令との関係では、次の（a）から（d）にかかる行為を故意に行った場合に「マ
ネー・ロンダリング」と扱うものとする。

（a） [ある財産が]違法に取得されたものであること、又は当該財産が違法行為に参加したこ
とにより生じたものであることを知りながら、その取得元の違法性を隠匿する目的、又は当

該違法行為に関与した者が法的責任¹を免れることを支援する目的で、当該財産を転換²又は移転すること

(b) [ある財産が]犯罪行為又は犯罪行為への参加から生じた財産であることを知りつつ、財産の性質、取得元、所在地、処分、移動、権利関係、若しくは保有関係を隠匿又は偽装すること

(c) 犯罪行為又は犯罪行為への参加から生じた財産であることを、当該財産の受領時点で知っていながら、当該財産を取得、所持又は使用すること

(d) 犯罪に結びつく行為、犯罪を試みようとする行為又は（a）、（b）及び（c）に掲げられたいずれかの行為への参加、当該行為の共謀、当該行為の未遂、及び、当該行為の幫助・支援・促進・助言

4. 「マネー・ロンダリング」は、財産を産みだした活動が EU 加盟国以外の地域又は第三国の地域で行われた場合にもマネー・ロンダリングと取り扱われるものとする。

5. 本指令との関係では、「テロ資金供与」とは、資金のすべて又は一部が欧州議会枠組決定 2002/475/JHA（20）の第 1 条から第 4 条で定められた犯罪のいずれかを実行するために使用されることを意図して、又はそれらが当該犯罪に使用されることを知りながら行う、直接又は間接の資金の提供又は資金の受領（collection）のことを意味する。

6. 第 3 項及び第 5 項で言及された行為の要件として必要とされる知識、意図又は目的は、客観的な事実の状況から認定することができる。

第 2 条

1. 本指令は、次に掲げる「特定事業者」（obliged entities）に適用されるものとする。

1. 信用機関（credit institutions）³

2. 金融機関（financial institutions）⁴

3. 自己の専門家としての業務を行う場面における次の自然人又は法人

(a) 監査人、外部会計士及び税務アドバイザー、その他主たる業務として又は専門的業務として、税務に関して重要な支援・援助・助言を、直接的に又は関連する者を用いて、提供することを引き受ける者

¹ 訳者注：処罰等の意味

² 訳者注：「転換」（conversion）とは、例えば、金銭を不動産等に形を変えたりすることを想定

³ 訳者注：銀行等

⁴ 訳者注：支払機関（payment institutions）等。ノンバンク（銀行以外）の金融機関のイメージ。

(b) 顧客のためにすべての金融又は不動産取引のために顧客の代理人を務めるか、又は次に
関しての顧客の取引の計画又は取引業務の支援することにより、参加する公証人及びその他
独立した法律専門家

(i) 不動産又は企業の売買

(ii) 顧客の財産、株券又はその他資産管理

(iii) 銀行口座、普通貯金又は証券口座の開設又は管理

(iv) 会社創設、会社運営又は管理に必須な貢献できる経営組織

(v) 信託、会社、財団若しくはその他類似する機関の創設、運営又は管理

(c) (a)又は(b)に該当しない信託又はカンパニーサービス業者（company service provider）

(d) 不動産に係る代理店（月額賃料の額が 1 万ユーロ以上となる不動産取引の仲介を含
む。）⁵

(e) 上記の他、商品を取引する者。但し、当該取引に係る現金での受払額が 1 万ユーロ以上
である範囲に限る（取引が 1 回の操作で行われているか、複数の一体と見える操作で行われ
たかを問わない。）

(f) ギャンブルサービス業者

(g) 仮想通貨及び不換通貨の交換サービスに従事している事業者

(h) カストディアン・ウォレット業者⁶

(i) アートギャラリーやオークションハウスで行われる場合も含め、アート作品の取引を行
う者、またはその仲介を行う者で、取引額または一連の関連する取引額が 10,000 ユーロ以
上のもの。

(j) 取引総額が 10,000 ユーロ又はそれ以上となる取引を行うのに適した場所で芸術作品の取
引において芸術作品の貿易における仲介者としての保管、取引又は仲介を行う者

2. 加盟国は、適切なリスク評価を行った上で、一定の種類のギャンブルサービス事業者（カ
ジノ事業者を除く。）について、当該サービスに係るリスクの低さや、当該サービスの事業
規模を適宜考慮して、本指令の規定を国内法化する際に、当該規定の全部又は一部の規定の
適用を免除することを決定できる。

これらのリスク評価において考慮すべき要因として、加盟国は、取引（支払方法を含む。）

⁵ 訳者注：宅建業者のイメージ

⁶ 訳者注：カストディアンとは、預託を受ける者の意味

に係る[マネー・ロンダリングへの]悪用されやすさ（vulnerability）の度合を評価しなければならない。

これらのリスク評価において、加盟国は、第 6 条に従って欧州委員会の発行する報告書の記載（findings）をどのように考慮したのかを明示しなければならない。

本条第 1 項に従って行う加盟国のいかなる決定も、一定のリスク評価に基づいた正当化根拠とともに、欧州委員会に通知されなければならない。欧州委員会は、その決定を他の加盟国にも伝達しなければならない。

3. 加盟国は、業としてでない（occasional）、又は、限定された範囲での金融業務への従事であって、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与のリスクの低い者については、本指令の対象とならないことを決定できる。但し、次の（a）から（f）のすべてが充足されることを条件とする。

(a) その金融業務の期間が確定的に制限されていること

(b) その金融業務の取引[高]が制限されていること

(c) その金融業務は当該者の主たる事業ではないこと

(d) その金融事業は、主たる事業に付随するものであり、かつ、主たる事業に直接関係していること

(e) その金融事業は、第 1 項第 3 号（a）から（d）又は（f）の項目に記載されている事業ではないこと

(f) その金融事業は、当該者の主たる事業の顧客に対してのみ提供され、一般的に公共に提供されないこと

本条の第 1 項は、欧州[決済サービス]指令（欧州議会及び欧州理事会 2007/64/EC）の第 4 条第 13 項で定義されている送金業に従事する者には適用されないものとしなければならない。

4. 加盟国は、第 3 項（a）との関係において、金融事業における取引高（turnover）が十分に低く設定された基準値を超えないことを義務付けなければならない。当該基準値は金融事業の種類に応じて、国レベルで設定されなければならない。

5. 加盟国は、第 3 項（b）との関係において、顧客毎の敷居値、及び、各取引の敷居値を設定するものとする。当該敷居値は、金融事業の種類に応じて、国レベルで設定されなければならない。その上限値は、金融業務の種類毎に、国レベルで設定されなければならない。当該上限値は、その上限値以下の取引によるマネー・ロンダリングやテロ資金供与が非実用的

かつ非効率的な方法となることを確保するために十分に低く設定されなければならない
ず、1,000 ユーロを超えてはならない。

6. 加盟国は、第 3 項 (c) との関係では、金融事業に係る取引高が対象となる自然人又は法人の総取引高の 5%を超えないことを要件としなければならない。

7. 本条との関係で、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与のリスクを評価する際、加盟国は、取引の性質上、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与のために特に悪用されやすい金融事業に特別の注意を払わなければならない。

8. 第 3 項に従った加盟国による決定は、当該決定を基礎づける理由を含むものでなければならない。加盟国は、状況が変化した場合、その決定を撤回することができる。加盟国は、その決定を欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、その決定を他の加盟国に伝達しなければならない。

9. 加盟国は、本条に基づく決定によって導入される適用除外規定が濫用されないようにするために、リスク・ベースのモニタリング活動を確立し、又は、その他の十分な対策を講じなければならない。

第 3 条

本指令との関係では、次の各号の定義が適用される。

1. 「信用機関」とは、欧州議会及び欧州理事会の規則（EU 575/2013）の第 4 条第 1 項第 1 号で定義されている信用機関を意味し、当該規則の第 4 条(1)(17)において定義される支店（当該信用機関の主たる事務所が EU 域内にあると否とを問わない。）を含む。

2. 「金融機関」とは、次のいずれかに該当する者を意味する。

(a) 欧州議会及び欧州理事会の指令（2013/36 / EU）の附属書 I の第 2 号から第 12 号、第 14 号及び第 15 号に挙げられている活動（両替所（bureaux de change）の活動を含む。）の 1 つ以上を実行する信用機関以外の金融機関

(b) 保険会社（欧州議会及び欧州指令（24）（2009/138/EC）の第 13 条の第 1 項に定義。）。但し、同指令で規定される生命保険事業を遂行する場合に限る

(c) 投資会社（欧州議会及び欧州指令（25）（2004/39/EC）に定義。）

(d) 集合投資スキーム（collective investment undertaking）であって、その株式又は持ち分（unit）の勧誘（marketing）を行うもの

(e) 保険仲介人（欧州議会及び欧州指令（26）（2002/92/EC）の(2)(5)に定義。）であって、生命保険及びその他の投資関連サービスに関して活動するもの。但し、専属保険仲介人（tied insurance intermediary、同条第 7 項に定義。）は除く。

(f) EU 内に所在する金融機関の支店（当該金融機関（（a）から（e）に規定）の本店が加盟国にあるか第三国にあるかを問わない。）

3. 「資産」とは、あらゆる種類の資産（有体・無体、有形・無形、動産・不動産とを問わない。）及び、当該資産に関連する権益の立証に資する法的な文書・書類（電磁的形態を含む。）を意味する。

4. 「犯罪行為」とは、次の重罪への関与を含むあらゆる種類の犯罪行為を意味する。

(a) テロリスト犯罪、テロ組織に関連する犯罪、及び、テロリスト活動の犯罪（欧州指令（EU 2017/541）の表題 II 及び III に規定。）

(b) 麻薬及び向精神薬の不法取引の防止に関する国際連合条約（1998 年）第 3 条(1)（a）で規定されたあらゆる犯罪

(c) 欧州理事会枠組決定（2008/841/JHA）の第 1 条（1）に定義されている犯罪組織の活動

(d) 欧州保護協定第 1 条（1）及び第 2 条（1）に定義されている通り、少なからず EU の財務利益に影響を与える重大な不正行為

(e) 汚職

(f) 長期 1 年以上の懲役・禁固によって処罰可能な犯罪、又は、加盟国の法令によってより低い基準が定められている場合には長期 6 カ月以上の懲役・禁固によって処罰可能な犯罪（直接税及び間接税に関連する税犯罪を含む。）

5. 「自主規制機関」とは、一定の事業（profession）のメンバーを代表する機関であり、当該メンバーの行動を規制し、監督又は監視の機能を果たし、かつそれらに関連する法令の施行を確実にするための役割を有するものを意味する。

6. 「実質的支配者」（beneficial owner）とは、該当する顧客及び/又は自然人を、実質的に（ultimately）保有若しくは支配する自然人を意味し、少なくとも次の者を含む。

(a) 法人の場合

(i) 顧客の株式、議決権又は持ち分の十分な割合を直接的又は間接的に保有する自然人（無記名株式を通じた支配、又はその他の態様による支配を含む。）。但し、EU 法（又は

支配者情報の透明性について、同等の国際的な開示義務を課す法令）に従った開示義務の対象となる証券取引所への上場会社。

(ii) 自然人が顧客の 25%超の株式又は 25%超の持分を保有する場合、当該自然人は、当該顧客の直接保有者⁷と推定する。同一の自然人の支配下にある法人が[単独で又は合算して]顧客の 25%超の株式又は持分を保有する場合、当該自然人は、当該顧客の間接保有者と推定する。但し、当該規定は、[25%]より低い割合の保有が[実質的]支配の推定を基礎づける旨の加盟国の決定権を侵害しない。特に、加盟国は、欧州議会及び欧州指令 2013/34/EU の第 22 条（1）から（5）の基準に従って、他の手段による実質的支配の方法を決定することを妨げられない。

(iii) すべての可能な手段を尽くして疑念の根拠がないと判断された場合、（i）で言及されている者が特定されていない場合、又は実質的支配者であると疑わしい場合、会社で役職に付いている自然人であると疑わしい場合は、（i）及び本項目に従い実質的支配者と特定するためにとった行動の記録を保持しなければならない。

(b) 信託の場合、次のすべての者

(i) 委託者

(ii) 受託者

(iii) 信託財産の管理人

(iv) 実質的支配者又は法的処置、法人から恩恵を受ける個人が決定していない場合のクラスの者法的処置又は法人が設立する又は運営することに興味がある種類の者

(v) 直接的又は間接的な保有権を用いて又は他の手段を用いて信託を完全に支配するその他すべての者

(c) 財団法人のような法人及び信託に類似した法令処置がとられる場合、(b)で言及された地位に相当、又は類似する地位の自然人

7. 「信託又はカンパニーサービス業者（company service provider）」とは、次のいずれかのサービスを第三者に提供する者を意味する。

(a) 企業やその他の法人の設立すること

(b) 会社取締役、秘書役、社団共同経営者、又は他の法人と同様の立ち位置で行動する又はその人物を手配すること

⁷ 訳者注：実質的支配者

(c) 会社、社団、又はその他の法人又は法的手続きに登録事務所、事業所住所、通信又は管理住所及びその他の関連サービスを提供すること

(d) 明示信託又は同様の法的手段をとる受託者として行動する又はその人物を手配すること

(e) EU 法又は同等の国際基準に従った開示要求の対象となる規制市場にリストアップされた会社以外の他の者は、名義株主として行動する又は、当該人物を手配すること

8. 「コルレス関係」とは、次のいずれかを意味する。

(a) ある銀行（correspondent bank）から他の銀行（respondent bank）に対する銀行業務（現金又はその他の勘定及び現金管理、国際的な資金送金、小切手の清算、支払可能口座並びに外国為替サービスなどの関連サービスを含む。）の提供

(b) 信用機関及び金融機関間の関係（コルレス金融機関と利用金融機関に類似したサービスの提供がされる場合を含み、担保取引及び資金移動を含む。）

9. 「重要な公的地位を有する者」とは、著名な公的職務を受託している自然人を意味し、次の自然人も含む。

(a) 国家元首、政府の首脳、大臣又は副大臣

(b) 議会のメンバー又は同様の立法府のメンバー

(c) 政党の統治機関のメンバー

(d) 最高裁判所、憲法裁判所又はその他高等裁判機関のメンバー（その決定は特別な事情を除き控訴されない。）

(e) 監査役の裁判所のメンバー又は中央銀行の重役

(f) 大使、及び軍隊の高官

(g) 国家が保有する企業の行政、管理のメンバー又は監督機関

(h) 局長、副局長及び重役のメンバー又は同等の国際機関の機能

（a）から（h）に言及されていない公的職務は中堅又は次席公務員と認められなければならない。

10. 「親族」とは、次の者が含まれる。

(a) 重要な公的地位を有する者の配偶者又は配偶者と同等と考えられる者

(b) 重要な公的地位を有する者の子供並びに配偶者又は配偶者と同等と考えられる者

(c) 重要な公的地位を有する者の両親

11. 「政府高官等と緊密な関係にあると知れた者」とは、次の者が含まれる。

(a) 重要な公的地位を有する者との関係で、法人又は法的取極めについて共同の実質的支配権を有する者又はその他の緊密な取引関係を有することを知られている自然人

(b) 重要な公的地位を有する者に係る事実上の利益のために設立された法人又は法的取極めについて単独で実質的支配権を持つと知られている自然人

12. 「上級管理職」とは、金融機関のマネー・ロンダリングとテロ資金供与のリスク・エクスポージャーについて十分な知識がある役員又は従業員であり、そのリスク・エクスポージャーに影響する決定を下すために十分なシニオリティ（地位）がある者を意味するが、取締役会のメンバーである必要までではない。

13. 「取引関係」とは、特定事業者の事業活動（professional activities）に関連するビジネス、専門、又は商業関係の取引関係であって、関係が確立された時点で、一定期間の存続が想定されているものを意味する。

14. 「ギャンブルサービス」とは、偶然の勝敗により財物・財産上の利益の得喪（とくそう）を争うゲームに係るサービスを意味する。宝くじ、カジノ、ポーカー又は物理的な場所で提供する賭け事、又はサービス受領者の個人の要求により、距離を置いて通信促進のための電子的手段又はその他技術を利用した賭け事を含む。

15. 「企業グループ」とは、親会社、その子会社、親会社又はその子会社が参加している企業、並びに欧州指令(2013/34/EU)第 22 条が意味する同様にお互いに関係のある企業グループを意味する。

16. 「電子マネー」とは、欧州指令（2009/110/EC）第 2 条（2）に定義されている電子マネーを意味する。但し、本指令第 1 条第 4 項及び第 5 項で言及されている貨幣価値は除く。

17. 「シェルバンク」とは、信用機関若しくは金融機関又は信用機関や金融機関が実施する機関と同等の活動を行う機関であって、有意義な意思[決定]及び経営[機能]を伴う物理的存在を有さない法域に設立され、かつ、規制された金融グループのグループ会社でないものを意味する。

18. 「仮想通貨」とは、中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されていない価値のデジタル表象物を意味する。必ずしも法貨に連動する必要はなく、また、法貨として位置づけ

られるものではないが、電子的に譲渡、保管、取引することができる交換手段として自然人又は法人に認められている必要がある。

19. 「カストディアン・ウォレット事業者」とは、顧客に代わって、仮想通貨を保持、保管、転送するためのプライベート暗号キーの保護サービスを提供する企業を意味する。

第 4 条

1. 加盟国は、リスク・ベースのアプローチに従い、本指令の適用範囲を、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与を目的とする活動に利用される可能性のある事業であって、第 2 条第 1 項に定める事業以外のものに拡大することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、第 2 条第 1 項で言及されている者以外の本指令の適用範囲を、一定専門事業及び事業のカテゴリーに拡大する場合、欧州委員会に報告しなければならない。

第 5 条

加盟国は、EU 法内でマネー・ロンダリング及びテロ資金供与を防止するために、本指令がカバーしている分野で本指令より厳しい規制を導入し、又は維持することができる。

第 6 条

1. 欧州委員会は、[EU]域内市場に影響を与えるリスク、及び[域外との]越境活動に係るリスクについてのマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスク評価を遂行しなければならない。

当該目的のため、欧州委員会は、2017 年 6 月 26 日までに（EU）レベルで当該リスクを特定、分析、評価した報告書を作成しなければならない。その後、欧州委員会は、二年毎、必要であればより頻繁に当該報告書を更新しなければならない。

2. 第 1 項で言及されているリスク評価報告書は、次の（a）から（c）を、少なくともカバーしていなければならない。

(a) 最もリスクの高い EU 域内市場の[国／]地域

(b) 関係する事業分野に係るリスク（取得可能であれば、欧州連合統計局（Eurostat）が提供する各事業分野のマネー・ロンダリングの取引の推測額を含む。）

(c) 犯罪者が違法収益を洗浄するために最もよく利用する手段（第 9 条第 2 項に基づくハイリスク国の指定とは別に、加盟国と第三国間の取引で特によく用いられるものを含む。）

3. 欧州委員会は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係るリスクについての、対象国及び特定事業者による特定、理解、管理、及び低減を支援する目的、及び、関係者（各国の立法担当部局、欧州議会、欧州監督機構（「ESAs」⁸）、及び FIU の代表者を含む。）に当

⁸ 訳者注：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督機構（EIOPA）、欧州証券監督機構（ESMA）の総称

該リスクをよりよく理解させる目的のため、加盟国及び特定事業者に対して、第 1 項の報告書を入手可能としなければならない。

当該報告書は、機密情報を含む部分を除き、加盟国に提出された 6 か月後までに、公表されなければならない。

4. 欧州委員会は、特定されたリスクに対処するために適切な措置を加盟国に対して勧告しなければならない。加盟国が、AML/CFT⁹に係る法体系（regime）において、当該勧告のいずれかを採用しないことを決定した場合、加盟国は、当該決定について欧州委員会に通知し、その決定の理由を明らかにしなければならない。

5. 2016 年 12 月 26 日までに、欧州監督機構（ESAs）は、共同委員会を通じて、EU の金融部門に影響を及ぼすマネー・ロンダリングとテロ資金供与のリスクについて意見を述べなければならない（「共同意見」）。その後、欧州監督機構（ESAs）は、共同委員会を通じて、2 年毎に意見を公表しなければならない。

6. 第 1 項で言及されている評価を遂行するにあたり、欧州委員会は、(i)EU レベルで作業を組織化しなければならない、(ii)第 5 項で規定されている共同意見を考慮しなければならない、かつ、(iii)必要と認める場合には、加盟国の AML/CFT の分野の専門家、FIU の代表者及びその他 EU レベルの者を関与させなければならない。欧州委員会は、加盟国及び特定事業者に対してマネー・ロンダリング及びテロ資金供与の特定、管理、リスク低減を援助するために共同意見を開示しなければならない。

7. 欧州委員会は、2 年毎又は必要であればより高い頻度で、定期的なリスク評価から得た結果及びその結果に基づいて講じた行動を報告書に記し、欧州議会及び欧州理事会に提出しなければならない。

第 7 条

1. 各加盟国は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に影響するリスク及びデータ保護に係る懸念を、特定、評価、理解、及び緩和するための適切な措置をとらなければならない。各加盟国は、リスク評価を最新の状態に保たなければならない。

2. 各加盟国は、第 1 項で規定されるリスクに対応するための機関を指定し、又は当該対応のための体制（mechanism）を確立しなければならない。[加盟国は、]当該機関の指定又は仕組みの説明を、欧州委員会、欧州監督機構（ESAs）及び他の加盟国に対して、通知しなければならない。

3. 本条第 1 項で規定されるリスクの評価を実施するために、加盟国は、第 6 条第 1 項で規定される報告書の所見を活用しなければならない。

⁹ 訳者注：AML（Anti-Money Laundering）は、マネーロンタリング対策、CFT（Counter Financing of Terrorism）は、テロ資金供与対策の意味

4. 各加盟国は、第 1 項で規定されるリスク評価に関し、次のことを行わなければならない。

(a) 例えば、特定事業者が強化された措置を講ずべき事業分野を特定することや、適切と認める場合に講ずべき措置を特定すること等を通じて、当該リスク評価を用いて AML/CFT 体制の改善すること

(b) 適切と認める場合に、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクがより低い分野若しくは地域、又は当該リスクがより大きい分野若しくは地域を特定すること

(c) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するためのリソース配分及び優先順位付けを支援するために当該リスク評価を使用すること

(d) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係るリスクに従って、各分野又は各地域で、適切な法令が作成されていることを確保するために、当該リスク評価を使用すること

(e) 特定事業者に対し、自己のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係るリスク評価の実施を容易にするため、適切な情報を速やかに利用可能とすること

(f) 自己のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る機関構造（FIU、税務当局及び検察官を含む。）並びに手続概要、並びに、当該対策のために配分された人的リソース及び資金的リソースの情報（取得可能な範囲の情報に限る。）について報告すること

(g) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するために割り当てられた国家的措置及びリソース（労働力及び予算）について報告すること

5. 加盟国は、欧州委員会、欧州監督機構（ESAs）及びその他の加盟国に対してリスク評価の結果（利用可能な更新情報を含む。）を入手可能としなければならない。リスク評価を実施する加盟国に対して、他の加盟国は、必要に応じて、追加的な関連情報を提供することができる。当該評価の概要は、公表されなければならない。当該概要に、機密情報を含めてはならないものとする。

第 8 条

1. 加盟国は、特定事業者が、顧客、国、地域、製品、サービス、取引又はデリバリーチャネル等のリスクファクターを考慮に入れて、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクの特定及び評価を行うための適切な措置を講じることを確保しなければならない。当該措置は、特定事業者の性質及び規模に比例するものとされなければならない。

2. 第 1 項で規定するリスク評価は、文書化され、かつ最新の状態に保たれ、関連する所轄官庁及び自主規制機関に入手可能とされなければならない。所轄官庁は、該当する事業分野に内在する一定のリスクが明確で、かつ、理解されている場合、文書化を伴う個別のリスク評価を不要とすることを決定することができる。

3. 加盟国は、EU レベル、加盟国レベル及び特定事業者レベルで特定されたマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクを効果的に低減及び管理するために、特定事業者が規程（policies）、統制（controls）及び手順（procedures）を整備することを確保しなければならない。当該規程、統制及び手順は、特定事業者の性質及び規模に比例するものとしなければならない。

4. 第 3 項に言及される規程、統制及び手順には、次の項目が含まなければならない。

(a) 内部規程、統制及び手順の整備（モデル・リスク・マネジメントの実践、顧客調査、報告、記録保存、内部統制、コンプライアンス管理（事業の規模及び性質に応じて適当と認められる場合は、経営陣レベルでのコンプライアンス・オフィサーの指名を含む。）及び従業員のスクリーニング）

(b) 事業の規模及び性質に応じて適切と認められる場合、（a）で規定される内部方針、統制及び手順をテストするための独立した監査機能

5. 加盟国は、適切と認められる場合に、特定事業者が、導入する規程、統制及び手順について経営陣の承認を得ることを義務付け、かつ、実施された措置を監視及び強化するよう義務付けなければならない。

第 9 条

1. [EU の]内部市場の適切な機能を保護するために、EU の金融システムに重大な脅威をもたらす戦略的欠陥を AML/CFT 制度に抱える第三国（「ハイリスク国」という。）は、特定されなければならない。

2. 欧州委員会は、ハイリスク国を特定するため、特に次の分野における戦略的な欠陥を考慮した上で、第 64 条に従い[欧州委員会が]権限の委譲を受けた行為（delegated acts）を採択（adopt）する権限を有する。

(a) 第三国の法的及び機関に関する AML/CFT の枠組み。特に、

(i) マネー・ロンダリングとテロ資金供与の犯罪化

(ii) 顧客調査措置に関する対策

(iii) 記録管理に関する義務

(iv) 疑わしい取引を報告する義務

(v) 規制当局による法人及び法的取極めに係る実質的支配者に係る正確かつ適時な情報の入手可能性

(b) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するための第三国の権限のある当局の権限及び手続（効果、比例性、及び抑止力の観点から適切と認められる制裁を含む。）、及び、当該第三国と EU 加盟国の規制当局との協力及び情報交換の実態

(c) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスクに対応するための第三国の AML/CFT システムの有効性

3. 第 2 項で規定される権限を委譲された行為は、同項にて規定する戦略的欠陥が特定された後、1 か月以内に採尺されなければならない。

4. 欧州委員会は、第 2 項で規定される権限の委譲を受けた行為を策定する際に、マネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与対策の分野における、国際組織及び標準機関によって策定された関連のある評価書、調査書又は報告書を考慮しなければならない。

第 10 条

1. 加盟国は、信用機関及び金融機関が、匿名口座、匿名の通帳又は匿名の貸金庫の管理を行うことを禁止しなければならない。加盟国は、既存の匿名口座、匿名の通帳、又は匿名の貸金庫の所有者及び実質的支配者を、2019 年 1 月 10 日までに顧客調査措置の対象とすること、及び、[それ以外の]匿名口座、匿名の通帳又は匿名の貸金庫についても、口座、通帳又は貸金庫が利用されるまでに、顧客調査措置の対象とすることを、[信用機関及び金融機関]に、義務付けなければならない。

2. 加盟国は、無記名株式及び無記名新株予約権（share warrants）の悪用を防止する措置を講じなければならない。

第 11 条

加盟国は、次の状況において特定事業者が顧客調査措置を講ずることを確保しなければならない。

(a) 業務関係を確立する時¹⁰

(b) 次のいずれかにあたる一見取引を行う時

(i) 取引金額が、1 回で（又は関連性があるように見える数回の取引をあわせて）15,000 ユーロ以上である取引

(ii) 欧州議会及び欧州理事会規則（EU 2015/847）第 3 条(9)で定義されている「資金移動」であって、1,000 ユーロ以上の取引

¹⁰ 訳者注：要は、基本契約の締結時の意味。

(c) 商品を取引する者の場合、取引金額が 1 回で（又は関連性があるように見える数回をあわせて）、1 万ユーロ以上の現金での一見取引を行う場合

(d) ギャンブルサービス事業者が、[顧客による]賞金の受領、賭け金の支払、又は、その両方について、1 回で（又は関連性があるように見える数回の取引をあわせて）2,000 ユーロ以上の取引を行う場合

(e) ([顧客調査措置に係る]例外、適用除外又は敷居値と関係なく、) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の疑いがある場合

(f) 過去に得た顧客の本人特定事項に係る情報の正確性又は適切性に疑いがある場合

第 12 条

1. 第 13 条第 1 項 (a)、(b) 及び (c)、並びに第 14 条第 1 項の例外として、低リスクを示す適切なリスク調査に基づいて、加盟国は、次の (a) から (d) のリスク低減条件がすべて満たされている場合、特定事業者が、電子マネーに関して一定の範囲で顧客調査措置を適用しないことができる。

(a) 支払手段がリロード不能であること、又は当該加盟国でのみ使用可能でかつ最大月次支払取引限度額が 150 ユーロであること

(b) 電子的に保管できる最大額が 150 ユーロを超えないこと

(c) 支払手段が専ら商品又は役務の購入のために使用されること

(d) 支払手段は匿名の電子マネーで購入できないこと

(e) 支払手段の発行者が不自然又は疑わしい取引を探知することを可能にするために、取引又は業務関係を十分にモニタリングすること

2. 加盟国は、償還額が 50 ユーロを超えており、現金若しくは電子マネーの金銭価値での払い戻しの場合、又は各取引の総額が 50 ユーロを超え、欧州議会及び欧州指令（*3）（EU 2015/2366）の第 4 条（6）で定義されている、ごくわずかの決済取引の場合には、本条第 1 項に規定する減額措置が適用されないことを確保しなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項及び第 2 項に規定されている要件と同等の要件を満たす第三国で発行された匿名のプリペイドカードで行われる支払いを、信用機関並びに取得機関の機能を果たす金融機関のみが受理することを、確保しなければならない。

加盟国は、匿名のプリペイドカードを使用して行われた対象地域の支払いを受理しないと決めることができる。

第 13 条

1. 顧客調査措置は、次の項目からなるものとしなければならない。

(a) 顧客を特定し、信頼できる独立した情報源から得られた文書、データ又は情報に基づいて顧客の身元を確認すること。可能な場合には、電子的身元確認手段、欧州議会及び欧州指令（EU 910／2014）に定める関連する信託サービス、又は関連する国内当局によって規制され、評価され、承認若しくは受諾された他の安全な、遠隔又は電子的身元確認プロセスが含まれること

(b) 実質的支配者を特定し、特定事業者が、実質的支配者が誰であるかを知ることができるように、特定事業者が、法人、信託、会社、財団その他これらに類する法的取極を含め、顧客の保有及び支配構造を理解するための合理的な措置をとることができるように、実質的支配者を特定し、かつ、その者を確認するための合理的な措置をとること。特定される実質的支配者が第 3 条第 6 項(a) (ii)に規定する上級管理者である場合には、特定事業者は、上級管理者の地位にある自然人の身元を確認するために必要な合理的な措置をとること

(c) 取引関係の目的及びその意図される性質に関する情報を評価し、必要に応じて入手すること

(d) 必要な場合には、資金源を含め、特定事業者の顧客、事業、リスク・プロファイルに関する知識と整合的であることを確実にするために、当該関係の過程を通して行われる取引の精査を含め、取引関係の継続的なモニタリングを行うこと。また、保有する文書、データ、情報が最新の状態に保たれることを確実にすること

(e) 特定事業者は、第 1 項（a）及び（b）に規定する措置を実施する場合には、顧客の代理として行動する者が許可されていることを確認し、かつ、その者の身元を特定し、かつ、検証すること

2. 加盟国は、第 1 項で定められた特定事業者が顧客調査措置を適用することを確保しなければならない。但し、特定事業者は、リスクに影響されやすい基準（risk-sensitive basis）に基づき、当該手段の拡大を決定することができる。

3. 加盟国は、特定事業者に対し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクを評価する際に、少なくとも附属書 I に定められた変数を考慮に入れていることを義務付けなければならない。

4. 加盟国は、特定事業者が所管官庁又は自主規制機関に示すことができること（当該措置が、特定されたマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクを考慮して適切であること）を確保しなければならない。

5. 加盟国は、生命保険又はその他投資に関連する保険事業について、顧客及び実質的支配者に対して顧客調査措置を行うよう要求されることに加え、信用機関並びに金融機関の実質的支配者が特定され次第又は任命され次第すみやかに、次に掲げる顧客調査措置を実質的支配者の生命保険及びその他投資に関連する保険の方針に対して行うことを確保しなければならない。

(a) 実質的支配者が明確な名義人又は法的取極めである場合は、その者の名前をとること

(b) 特性若しくは階級又はその他の手段によって指定された実質的支配者の場合、実質的支配者が支払い時に実質的支配者の本人を証明することができるよう、実質的支配者に関する十分な情報を得て信用機関若しくは金融機関を満足させること

第 1 項 (a) 及び (b) に関して、実質的支配者の本人確認の検証は支払いの時点で行われなければならない。生命保険又はその他の投資関連保険のすべて、若しくはその一部を第三者に譲渡する場合、譲渡を認識している信用機関及び金融機関は、その自然人若しくは法人又は当該利益のために譲渡された方針の価値を受け取る法的処置のために譲渡時に実質的支配者を特定しなければならない。

6. 特定の性質又は種類によって指定された信託、若しくは類似の法的取極めの実質的支配者の場合、特定事業者は、支払い時又は実質的支配者による受益権の行使時に実質的支配者の身元を確認することができる特定事業者を納得させるために、実質的支配者に関する十分な情報を入手しなければならない。

第 14 条

1. 加盟国は、業務関係の成立前又は取引実行前に、顧客及び実質的支配者の身元確認を行うことを義務付けなければならない。企業若しくは法人と新しく業務関係を成立する場合、又は信託若しくは第 30 条若しくは第 31 条に従い、実質的支配者の登録に従い信託に類似する構造若しくは機能のある法的処置（「類似の法的処置」）の場合はいつでも、特定事業者は、登録の証拠又は登録簿の抜粋を収集しなければならない。

2. 加盟国は、第 1 項の規定を適用除外した際、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与のリスクが低い場合、通常の事業遂行を中断しないように、必要に応じて業務関係の成立に顧客及び実質的支配者の身元確認を完了することができる。このような状況下において、当該手続は、最初の連絡の後にできるだけ早く完了されなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項の例外として、第 13 条第 1 項 (a) 及び (b) に定める顧客調査措置の要件が顧客に完全に遵守されるまで、顧客又はその代理人によって取引が行われないことを確認するための適切な保護措置が存在する場合、譲渡性証券の取引が許可されている口座を含め、信用機関若しくは金融機関の口座開設を許可することができる。

4. 加盟国は、第 13 条第 1 項 (a)、(b) 又は (c) に定められた顧客調査措置の要件を特定事業者が遵守できない場合、当該企業は、銀行口座を使用した取引を実施できず、業務関係の確立、又は取引の実施を行ってはならないこと、並びに第 33 条に従って、業務関係を終了しなければならないこととし、顧客との関係上、FIU に対し疑わしい取引報告を行わなければならない。

加盟国は、公証人、その他の独立した法律専門家、監査人、外部会計士、税務顧問に対し、これらの者がその依頼人の法的地位を確認し、又は当該依頼人を弁護し若しくは代理する任務を遂行する場合に限り、第 1 項を適用してはならない（当該訴訟手続の開始若しくは回避に関する助言を含む。）。

5. 加盟国は、すべての新規顧客に対してだけでなく、適切な時期にリスクにセンシティブな既存の顧客に対して、特定事業者が顧客調査措置を行うよう義務付けなければならない。当該調査は、顧客の関連状況が変化した場合、特定事業者が実質的支配者に関する関連情報を検討する目的で顧客に連絡するか、又は特定事業者が欧州指令(2011/16/EU)の下で当該義務を負っている場合にも適用される。

第 15 条

1. 加盟国は、加盟国若しくは特定事業者が、リスクが低いと特定した場合、特定事業者に簡素化された顧客調査措置の適用を認めることができる。

2. 特定事業者は、簡素化された顧客調査措置を適用する前に、業務関係又は現在進行形の取引のリスクの低さを明確にしなければならない。

3. 加盟国は、異常な取引又は疑わしい取引を検出するために、特定事業者が取引や業務関係を十分に監視することを確保しなければならない。

第 16 条

加盟国と特定事業者は、顧客タイプ、地域、特定の製品、サービス、取引又は配送経路に関するマネー・ロンダリングとテロリストの資金供与のリスクを評価する場合、少なくとも附属書 II に定義されているリスクの可能性が低い状況の要素を、考慮に入れなければならない。

第 17 条

欧州監督機構（ESAs）は、2017 年 6 月 26 日までに、欧州指令（EU 1093/2010）の第 16 条、（EU 1094/2010）並びに（EU 1095/2010）に基づき、所轄官庁、信用機関及び金融機関に対し考慮に入れるリスク要因及び簡素化された顧客調査措置が適切な状況で取られる措置についてのガイドラインを発行しなければならない。事業の性質と規模については、特別に考慮されなければならない、適切な場合には、特別な措置を取らなければならない。

第 18 条

1. 加盟国は、第 18 条（a）から第 24 条で定義されている場合、同様に加盟国又は特定事業者によりリスクが高いと特定された場合、特定事業者に対し、リスク管理及び低減するために強化された顧客調査措置の適用を義務付けなければならない。

強化された顧客調査措置は、支店又は過半数保有の子会社が、第 45 条に従いグループ会社の方針及び手続を完全に遵守する場合、リスクが高い第三国に所在のある、EU に設立された特定事業者の支店又は過半数保有の子会社に対して、自動的に発動する必要はない。加盟国は、リスクに基づくアプローチを用いて、特定事業者による当該事案が処理を確実に行わなければならない。

2. 加盟国は、特定事業者に対して、次の条件の少なくとも 1 つを満たす全取引の背景及び目的を、合理的に可能な範囲で審査するよう義務付けなければならない。

- (i) 複雑な取引
- (ii) まれな大きな取引
- (iii) 変わった様式で行われる取引
- (iv) 明白な経済的目的又は法的目的がない取引

特に、特定事業者は、取引又は活動が疑わしくないかどうかを判断するために、取引関係の監視の程度及び性質を増やさなければならない。

3. 加盟国及び特定事業者は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスク評価の際、附属書 III に定められている潜在的にリスクの高い状況の要因を少なくとも考慮に入れなければならない。

4. 欧州監督機構（ESAs）は、欧州指令（EU 1093/2010）の第 16 条、（EU 1094/2010）、及び（EU 1095/2010）に従い、顧客調査措置の強化が適切である場合に考慮すべきリスク要因及びとるべき措置に関するガイドラインを、2017 年 6 月 26 日までに、所管当局並びに信用機関及び金融機関に提出しなければならない。事業の性質及び規模については、特別の考慮を払わなければならない。また、適当な場合には、特別の措置をとらなければならない。

第 18a 条

1. 加盟国は、第 9 条第 2 項に従ってハイリスク国が関与する業務関係及び取引に関して、特定事業者に対して、次の強化された顧客調査措置を適用することを義務付けなければならない。

- (a) 顧客及び実質的支配者についての追加情報を得ること

- (b) 業務関係の意図された性質の追加情報を得ること
- (c) 顧客及び実質的支配者の資金源及び財産源についての追加情報を得ること
- (d) 意図された取引又は行われた取引の理由についての追加情報を得ること
- (e) 業務関係の確立又は継続に対しての上級管理職の承認を得ること
- (f) 頻度及び管理のタイミングを増やすことによって業務関係の監視を強化し、検討が必要とされる取引パターンを選択すること

加盟国は、特定事業者に対して、必要に応じて、本指令に定められたものよりも厳格な顧客調査措置基準がある信用機関の顧客名義の口座を通じて、最初の支払いを確実に行うよう義務付けることができる。

2. 加盟国は、第 1 項で定義された措置及び EU の国際義務を遵守に加え、特定事業者に対して、必要に応じて、第 9 条第 2 項に従って特定されたリスクの高い第三国に關与する取引を行う個人又は法人に対して、1 つ又はそれ以上の追加低減措置を適用するよう義務付けなければならない。当該措置は次の 1 つ以上のものから成らなければならない。

- (a) 強化された顧客調査の追加要素の適用
- (b) 関連する金融取引の報告の仕組み又はシステムティック報告の導入
- (c) 第 9 条第 2 項に従って危険性の高い国と特定された第三国の自然人又は法人との業務関係又は取引の限定

3. 加盟国は、第 1 項で定義された措置に加え、第 9 条第 2 項に基づいて特定された高リスク第三国に關して、連合の国際義務を遵守し、必要に応じて次の措置の一つ又は複数を適用しなければならない。

- (a) 関連のある特定事業者が適切な AML/CFT 体制の整っていない国にあるという事実を考慮に入れて、関係国の特定事業者の子会社、支店又は代表会社を設立することを拒否すること
- (b) 関連する支社又は代表事務所が適切な AML/CFT 体制の整っていない国にあるという事実を考慮して、特定事業者が関係国に支店又は代表事務所を設立することを禁止すること
- (c) 関係国にある特定事業者の支店及び子会社に対して監査チェックの増加又は外部の監査要件の増加を要求すること
- (d) 関連する国にある支店及び子会社のいずれであっても、財務グループに対しての外部監査要件の増加を要求すること

(e) 関係国にあるレスポナント機関とのコルレス関係について信用機関及び金融機関が見直し及び改訂又は必要であれば終了するよう要求すること

4. 加盟国は、第 2 項及び第 3 項で定義されている措置を制定又は適用する場合、適切に関連する評価、査定又はマネー・ロンダリングの防止及びテロ資金供与防止の分野において権限を有する国際機関及び基準設定者により作成された報告を、個々の第三国により提起されるリスクとの関係において、考慮しなければならない。

5. 加盟国は、第 2 項及び第 3 項で定義されている措置を制定又は適用する前に、欧州委員会に通知しなければならない。

第 19 条

加盟国は、第三国のレスポナント機関による支払を含む国境を超えるコルレス関係に関して、第 13 条に基づく顧客調査措置に加え、業務関係を開始する際に信用機関及び金融機関に次のことを義務付けなければならない。

(a) レスポナント機関の事業の性質を十分に理解し、公共に公開されている情報から当該機関の評判と監督の質を判断するために、レスポナント機関についての十分な情報を収集すること

(b) レスポナント機関の AML/CFT の統制を評価すること

(c) 新規コルレス関係を確立する前に上級管理職からの承認を得ること

(d) 各機関のそれぞれの義務を文書化すること

(e) 口座を通しての債務に関してレスポナント機関個人認証支払っている口座に関しては、レスポナント機関が事前詳細調査を実施し取引機関の口座に直接アクセスする顧客の身元を確認する。要求に応じて、取引機関に顧客調査措置データを提供できること

第 20 条

加盟国は、重要な公的地位を有する者との取引又は業務関係については、第 13 条に定義されている顧客調査措置に加え、特定事業者に対して次のことを義務付けなければならない。

(a) 顧客又は顧客の実質的支配者が重要な公的地位を有する者であるか否かを判断するために、リスクに基づく手続を含む適切なリスク管理システムを設置すること

(b) 重要な公的地位を有する者との業務関係の場合、次の措置を適用すること

(i) 当該人物と業務関係を確立すること又は継続することについて上級管理職の承認を得ること

(ii) 業務関係又は当該人物に関する資金源及び財産減を確立するために、適切な措置をとること

(iii) 当該業務関係の監視を強化すること

第 20a 条

1. 各加盟国は、国法、国内規制、行政規定に従い、第 3 条第 9 項の目的のための重要公務として資格を与える正確な公務データリストを発行し、常に最新のものとしなければならない。加盟国は、第 3 条第 9 項の目的のために、国際機関の重要公務リストを発行して常に最新のものとするよう、加盟国の対象地域に認定されている各国際機関に義務付けなければならない。当該リストは欧州委員会に送付され、公表されなければならない。

2. 欧州委員会は、EU 機関のレベルで重要公務として資格を与えられている正確な公務リストを作成し、常に最新のものとしなければならない。当該リストには、第三国及び EU レベルで認定された国際機関の代表者に委ねられる公務も含まれなければならない。

3. 欧州委員会は、本条第 1 項及び第 2 項に規定するリストに基づいて、第 3 条第 9 項の目的のため、すべての重要公務のそれぞれのリストを組み立てなければならない。当該リストは公表されなければならない。

4. 本条第 3 項に規定するリストに含まれる公務は、第 41 条第 2 項に定める条件に従って処理されなければならない。

第 21 条

加盟国は、特定事業者に対して、実質的支配者の生命保険又は投資に関する保険、及び／又は実質的支配者の実質的支配者が公的地位を有す者かどうかを判断するために、合理的措置をとるよう義務付けなければならない。当該措置は、支払い又は保険のすべて、若しくは一部の譲渡する前に行わなければならない。加盟国は、危険性が高いと特定された場合、第 13 条に規定された顧客調査措置を適用することに加え、次のことを行わなければならない。

(a) 保険金額の支払いの前に上級管理職に知らせること

(b) 保険契約者との全体の業務関係の精査を強化すること

第 22 条

政治的に影響力のある者が、加盟国又は第三国による公共的機能、若しくは国際機関による公共的機能をもはや委任されていない場合、特定事業者は、少なくとも 12 か月間、当該人物が継続的にリスクを負うこと及び当該人物が政治的に影響力のある者に対し特有のリスク

を引き起こすことがないとされるまで、適切なリスクに敏感な措置（risk-sensitive measures）を適用することを義務付けられなければならない。

第 23 条

第 20 条及び第 21 条に規定された措置は、公的地位に有する者の親族又は政府高官等と緊密な関係にあると知れた者にも適用しなければならない。

第 24 条

加盟国は、信用機関及び金融機関が、シェルバンクとコルレス関係の開始又は継続を禁止しなければならない。加盟国は、当該機関に対し、シェルバンクの口座により使用されることが認められている信用機関又は金融機関とのコルレス関係に関与せず、又は継続しないことを保証するために、適切な措置を講ずるよう義務付けなければならない。

第 25 条

加盟国は、第 13 条第 1 項（a）、（b）並びに（c）に定められた顧客調査措置要件を充足するために、特定事業者が第三者に頼ることを認めることができる。但し、当該要件を充足するための最終的な責任は、第三者に頼っている特定事業者になければならない。

第 26 条

1. 本節の目的において、「第三者」とは、第 2 条に挙げられた特定事業者を意味し、当該企業の加盟団体若しくは連合体、加盟国又は第三国に所在する他の機関又は個人のことであり、次のものをいう。

(a) 顧客の事前詳細調査要件及び本指令に定められているものと合致している記録管理要件を適用するもの、並びに

(b) 第 6 章第 2 節に合致する方法で監督された本指令の要件に準拠するもの

2. 加盟国は、特定事業者がリスクの高い第三国に設立された第三者に頼ることを禁止しなければならない。加盟国は、EU 内に設立された特定事業者の支店及び過半数保有の子会社に、当該支店及び子会社がグループ全体の方針及び手続を完全に遵守している場合には第 45 条に従って、その禁止を免除することができる。

第 27 条

1. 加盟国は、第 13 条第 1 項（a）、（b）並びに（c）に定められた顧客調査措置要件に関する必要な情報に頼っている第三者から(情報を)入手することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、顧客が照会される義務のある特定事業者が、第三者が要請に応じて身元確認及び検証データの関連するコピーを直ちに提供することを確保するために、適切な措置を講じなければならない。利用可能な場合には、電子的身元確認手段、欧州指令(EU) No.910/2014

に規定されている関連する信託サービス、又は関連する国の当局によって規制され、認識され、承認され、又はその他の安全で、遠隔で、又は電子的な身元確認プロセスによって取得されたデータが含まれる。

第 28 条

加盟国は、加盟本国の所轄官庁（グループ全体の方針及び手続について）並びにホスト加盟国の所轄官庁（支店及び子会社について）が、特定事業者が第 26 条並びに第 27 条で定義された規定遵守するために、次の条件がすべて充足されているグループプログラムを考慮できることを確保しなければならない。

- (a) 特定事業者は同じグループの一部である第三者が提供した情報に頼ること
- (b) グループは本指令又は同等のルールに従い、顧客調査措置、記録管理及びマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対するプログラムを適用すること
- (c) (b) で言及された要件の有効的な履行は、加盟本国又は第三国の所轄官庁による集団レベルで、監視されること

第 29 条

本章は、契約の約定に基づき特定事業者の一部とみなされた委託された事業者又は代理人の場合、委託先又は代理店の関係には適用してはならない。

第 30 条

1. 加盟国は、自国の対象地域に設立された会社及びその他法人が、実質的保有権に関する適切で正確及び最新の情報（有する受益権の詳細を含む。）を入手し、保持することを義務付けられることを、確保しなければならない。加盟国は、本条の違反が有効的で均衡のとれた、かつ抑止的な措置又は制裁の対象となることを確保しなければならない。

加盟国は、特定事業者が、第 2 章に従って顧客調査措置対策を講じている場合、法的保有者に関する情報に加えて実質的支配者に関する情報を特定事業者に対し提供することが義務付けられていることを、確保しなければならない。

加盟国は、法人又はその他の法人の実質的支配者（株式、議決権、保有権、無記名株主、又はその他の手段による支配を含む。）に対し、第 1 項の要件を遵守するために必要なすべての情報を提供することを義務付けなければならない。

2. 加盟国は、所轄官庁及び FIU が第 1 項に言及された情報に適時にアクセスできることを義務付けなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項に言及された情報を各加盟国の中央登録局で保持することを確保しなければならない。情報とは、例えば欧州議会及び理事会指令（2009/101/EC）の第 3 条第 31 項に言及された商業登記簿、会社登記簿又は公的登録簿を指す。加盟国は、各国のメカニズ

ムの特徴を欧州委員会に通知しなければならない。データベースに含まれる実質的保有権に関する情報は、国家システムに従い、収集され得る。

4. 加盟国は、第 3 項で言及された中央登録局に保持されている情報が的確であり、正確であり最新であることを義務付けなければならない、有効なメカニズムを導入しなければならない。当該メカニズムは、特定事業者及び、適切であれば、この要件が当該メカニズムを不必要に妨げない範囲において、所轄官庁に対し、中央登録局において利用可能な受益所有権情報と権限のある当局が利用可能な実質的保有権の情報との間に発見した矛盾を報告することの要求を含まなければならない。加盟国は、矛盾点が報告された場合、適時に矛盾点を解決するために適切な措置を講じることを保証し、適切であれば、中央登録局からの具体的な言及も含まれることを確保しなければならない。

5. 加盟国は、いかなる場合においても、実質的保有権の情報にアクセスできるよう確保しなければならない。

(a) 制限のない所轄官庁及び FIU

(b) 第 2 章に基づく顧客事前調査の枠組み内の特定事業者

(c) 一般大衆

(c) で言及された者は、少なくとも実質的支配者の名前、誕生月、誕生年、住居国、国籍また同様に受益権保持の性質及び拡大についてもアクセスを認められるものとしなければならない。

加盟国は、国内法令で定められた条件下で、実質的支配者の識別可能な追加情報へのアクセスを提供できるものとする。当該追加情報は、少なくとも生年月日又は EU 一般データ保護規則（data protection rules）に基づく連絡先の詳細が含まなければならない。

5a. 加盟国は、第 3 項で言及された国内登録されている情報を、オンライン登録及び料金支払を条件に利用可能にするかを選択することができる。当該料金は、情報公開の管理費を超えてはならず、当局の開発費及びメンテナンス費を含まなければならない。

6. 加盟国は、所轄官庁及び FIU が、関係機関に警告することなく、第 3 項で言及された中央登録局が保持するすべての情報を適時かつ制限なくアクセスすることを確保しなければならない。加盟国は、第 2 章に基づいた顧客事前調査措置をとる場合、特定事業者による適時なアクセスも許可しなければならない。

第 3 項で言及された中央登録局へのアクセス権を与えられた所轄官庁は、税務務監査人、特定事業者の上級管理職及び、マネー・ロンダリング、前提犯罪¹¹への加担及びテロ資金供与の調査又は起訴、追跡、押収、凍結、犯罪資産の差押えを行う機能を有する機関と同様に、

¹¹ 訳者注：犯罪収益の源泉となる犯罪のこと

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するために指定された責任を有する公的機関でなければならない。

7. 加盟国は、所轄官庁及び FIU が第 1 項及び第 3 項で言及された情報を適時に、かつ無償でその他加盟国の所轄官庁及び FIU に提供できることを確保しなければならない。

8. 加盟国は、特定事業者に対して、第 2 章に基づく顧客調査措置要件を充足するために、第 3 項で言及された中央登録局に独占的に依存しないことを義務付けなければならない。当該要件はリスクに基づくアプローチを活用して充足されなければならない。

9. 国内法令に従った除外状況で、第 5 項の (b) 及び (c) に言及されたアクセスが、相当なリスク、詐欺に遭うリスク、誘拐、脅迫、迷惑行為、恐喝、暴力又は威嚇行為を実質的支配者に対してさらず場合、又は実質的支配者が未成年であり、法的行為が不可能な場合、加盟国は、実質的保有権に関するすべて又は一部の情報へのアクセスを状況によって適用除外することができる。加盟国は、これらの適用除外について、例外的な事件の性質の詳細評価の権利が与えられることを確保しなければならない。管理局による適用除外決定の見直しの権利及び有効的な裁判救済方法となる権利は保証されなければならない。適用除外を付与された加盟国は、適用除外になった理由及び適用除外となった数の年間統計データを発表し、当該データは欧州委員会に報告しなければならない。

本項の第 1 項の規定により適用除外は、信用機関及び金融機関、又は第 2 条第 1 項 (3) (b) に言及されている特定事業者に適用されないものとしなければならない。

10. 加盟国は、本条第 3 項に言及されている中央登録局が欧州議会及び理事会指令（EU 2017/1132）の第 22 条(1)によって設立された European Central Platform を用いて相互接続していることを確保しなければならない。加盟国の中央登録局と当該プラットフォームの繋がりは本指令第 31 条 (a) 及び欧州指令（EU No.2017/1132）第 24 条に基づいて欧州委員会に採択された実施法行為によって確立された技術的仕様及び手順に従い構築されなければならない。加盟国は、本条第 5 項、第 5a 項及び第 6 項で実施されている加盟国内法令に基づいて、本条第 1 項で言及された情報が指令（EU 2017/1132）第 22 条(1)で確立された登録局の相互接続システムを通して利用可能とされることを確保しなければならない。第 1 項で言及されている情報は、国内登録局及び登録局の相互接続システムを通して少なくとも 5 年間及び企業又は法人が登録抹消されてから 10 年以内は利用可能でなければならない。加盟国は、本条に基づいて、種類の異なるアクセスを実行するために加盟国内及び欧州委員会と協力しなければならない。

第 31 条

1. 加盟国は、本条を信託及びその他法的機関とりわけ fiducie¹²、ある種の Treuhand¹³又は fideicomiso¹⁴のように信託と類似する組織又は機能を有する法的機関に適用することを確保しなければならない。加盟国は、加盟国法律に統制された法的機関に関わる法的機関が信託と類似する組織又は機能を有する決定するために特徴を特定しなければならない。

各加盟国は、加盟国に管理されたいかなる明示信託の受託者が信託に係る実質的保有権の適切、正確かつ最新の情報を加盟国は、入手し保持することを義務付けなければならない。情報には次の身元が含まれる。

(a) 委託者

(b) 受託者

(c) (いる場合は) 信託管理人

(d) 実質的支配者又は実質的支配者の階級のもの

(e) その他信託を有効統制するいかなる自然人

2. 加盟国は、本条を違反が有効的で釣り合いのとれた制止措置又は制裁措置の対象となることを確保しなければならない。加盟国は、本条第 11 項 (b)、(c)及び (d) で設けた基準値を超える取引関係を、受託者又は類似した地位にある者が、本条第 1 項に規定された基準を超える取引を行う場合には、受託者又は類似した地位にある者が、適宜、特定事業者にその地位を開示し、かつ本条第 1 項に規定された情報を提供することを確保しなければならない。

3. 加盟国は、第 1 項で言及された情報に所轄官庁及び FIU が適時にアクセスできるよう義務付けなければならない。

3a. 加盟国は、第 1 項で言及されている明示信託及び類似した法的機関の実質的保有権の情報を託者又は本条第 1 項で言及された類似した法的機関で同等のポジションのものが所在又は設立されている加盟国が設けた中央実質的保有権登録局【訳注：central beneficial ownership register】に保持してもらわなければならない。

信託の受託者又は本条第 1 項で言及された類似した法的機関と同等のポジションの者の敷地又は住居地が連合外であった場合、第 1 項で言及されている情報は、受託者又は本条第 1 項で言及された類似した法的機関で同等のポジションのものが信託又は類似した法的機関の名の下でビジネス関係を始める又は不動産を買収する加盟国が設けた中央登録局に保持される

¹² 訳者注：フランス語で「信託」の意味

¹³ 訳者注：ドイツ語で「信託」の意味

¹⁴ 訳者注：スペイン語で「信託」の意味

ものとしなければならない。

信託の受託者又は類似した法的機関と同等のポジションの者の敷地又は住居地が異なる加盟国の場合、又は信託の受託者又は類似した法的機関と同等のポジションのものが、異なる加盟国の信託又は類似した法的機関の名の下で複数のビジネス関係を始める場合、登録証明書

【訳注：certificate of proof of registration】又は登録局が保持している実質的保有権の情報の抜粋が履行された登録義務と十分に考慮されることができる。

4. 加盟国は、信託の実質的保有権、又は次に掲げるすべての場合における類似の法的措置についての情報にアクセス可能であることを確保しなければならない。

(a) 制限のない所轄官庁及び FIU

(b) 第 2 章に基づく顧客事前調査の枠組み内にある特定事業者

(c) 正当な利益を証明することができるいかなる自然人又は法人

(d) 信託又は類似の法的取極であって会社その他の法人（第 30 条第 1 項に記載するものを除く。）を、直接若しくは間接の持分（無記名株式を含む。）を保有し、その他の方法により支配するものについて、書面による請求を提出する自然人又は法人

第 1 項（c）及び（d）で言及されている自然人又は法人に関するアクセス可能な情報には、実質的支配者の名前、誕生年、誕生月、居住国、国籍を含み、同様に性質及び所持している利益にも拡大するものとされなければならない。

加盟国は、国内法令の定められた条件下で、実質的支配者の追加情報にアクセス許可を与えることができる。実追加情報は、データ保護規制（date protection rules）に基づいて、少なくとも生年月日又は詳細な連絡先が含まれているものとしなければならない。加盟国は、国内法令に基づき、当該登録局に保持されている情報に更に広くアクセスすることを認めることができる。

第 3a 項で言及されている中央登録局へのアクセス権を与えられている所轄官庁は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗する指定された責任を有する公的監査人、同様に税務監査人、特定事業者の上級管理職、マネー・ロンダリング、前提犯罪への加担、テロ資金供与の調査又は起訴、追跡、押収、凍結及び犯罪資産の差押えを行う機能を有する公的機関でなければならない。

4a. 加盟国は、オンライン登録及び手数料の納付を条件として、第 3a 項で言及された国内登録されている情報を、利用可能にすることを選択することができる。当該料金は、登録簿の維持及び開発の費用を含め、情報を利用可能にするための管理費用を超えないものとしなければならない。

5. 加盟国は、第 3a 項で言及された中央登録局に保持されている情報を、的確に、正確に、かつ最新のものとして維持することを義務付け、有効なメカニズムを導入しなければならない。当該メカニズムは、特定事業者を含み、適当な場合にはその機能を不必要に妨げない範囲において、所轄官庁に対し、中央登録局において利用可能な実質的保有権の情報と所轄官庁が利用可能な実質的保有権の情報との間に発見した矛盾の報告を要求することを含まなければならない。加盟国は、矛盾点が報告された場合、適宜、矛盾点を解決するために適切な措置を講じることを確保しなければならない、適切であれば、特定の言及中央登録局に含めなければならない。

6. 加盟国は、特定事業者が、第 2 章に基づく顧客調査措置要件を充足するために、第 4 項で言及された中央登録局に独占的に依存しないことを確保しなければならない。当該要件はリスクに基づくアプローチ（risk-based approach）を活用して充足することとしなければならない。

7. 加盟国は、所轄官庁及び FIU が、第 1 項及び第 3 項で言及された情報を、適宜、かつ無償で加盟国の所轄官庁及びその他の FIU に提供できることを確保しなければならない。

7a. 国内法令に従った除外状況の場合、第 4 項（b）、（c）及び（d）に言及されたアクセスが、相当なリスク、詐欺に遭うリスク、誘拐、脅迫、迷惑行為、恐喝、暴力又は威嚇行為を実質的支配者に対してさす場合、又は実質的支配者が未成年であり、法的行為が不可能な場合、加盟国は、実質的保有権に関するすべて又は一部の情報へのアクセスを状況によって適用除外することができる。加盟国は、これらの適用除外について、例外的な事件の性質の詳細評価の権利が与えられることを確保しなければならない。管理局による適用除外決定の見直しの権利及び有効的な裁判救済方法となる権利は保証されなければならない。適用除外を付与された加盟国は、適用除外になった理由及び適用除外となった数の年間統計データを発表し、当該データを欧州委員会に報告しなければならない。

本項の第 1 項の規定により適用除外は、信用機関及び金融機関、又は第 2 条第 1 項第 3 号（b）に言及されている官僚とされる特定事業者に適用されないものとしなければならない。

第 1 項に基づき加盟国が適用除外の確立を決定した場合、所轄官庁及び FIU による情報へのアクセスを制限しないものとしなければならない。

8. 欠番（除外）

9. 加盟国は、本条第 3a 項に言及されている中央登録局が指令（EU 2017/1132）の第 22 条（1）によって設立された European Central Platform を用いて相互接続していることを確保しなければならない。加盟国の中央登録局と当該プラットフォームの繋がり、本指令第 31 条（a）及び指令（EU 2017/1132）第 24 条に基づいて欧州委員会に採用された実施法行為（implementing acts）によって確立された技術的仕様及び手順に従い構築されなければ

ならない。

加盟国は、本条第 5 項、第 5a 項及び第 6 項で実施されている加盟国内法令に基づいて、本条第 1 項で言及された情報は、指令（EU 2017/1132）第 22 条 1 号で確立された登録局の相互接続システムを通して利用可能とすることを確保しなければならない。

第 1 項で言及されている情報は、国内登録局及び登録局の相互接続システムを通して、少なくとも 5 年間及び第 3 項で言及されている登録した実質的保有権の情報の根拠が存在している場合から 10 年以内は利用可能とされなければならない。加盟国は、第 4 項及び第 4a 項に基づいて、種類の異なるアクセスを実行するために加盟国内及び欧州委員会と協力しなければならない。

10. 2019 年 7 月 10 日までに加盟国は、カテゴリー、特徴についての説明、名称、適用される場合には、信託の法的根拠又は第 1 項で言及される類似の法的措置を、2019 年 9 月 10 日までに欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、当該信託及び類似の法的措置の統合リストを、2019 年 9 月 10 日までに Official Journal of the European Union にて発行しなければならない。

2020 年 6 月 26 日までに、欧州委員会は、第 1 項で言及されているすべての信託及び類似した法的措置が、加盟国の法律の下で政党に認識されており、欧州指令にて設定された義務に従わせているかどうかを評価し、欧州議会及び理事会に報告書を提出しなければならない。欧州委員会は、必要に応じて、報告書の所見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

第 31a 条

本指令（EU 2017/1132）第 24 条及び本指令第 30 条及び第 31 条の対象に基づいて欧州委員会によって採択された実施法行為の追加が必要な場合、欧州委員会は、第 30 条第 10 項及び第 31 条第 9 項に言及されている加盟国の中央登録局の相互接続を提供するために、次に掲げる事項に関して、技術的仕様及び手順の実施行為の措置を採択しなければならない。

- (a) プラットフォームに必要なテクニカルデータ、機能、当該データの保存方法、当該データの使用方法、及び当該データの保護を定義する技術的仕様
- (b) 加盟国に付与されたアクセスレベルによって実質的保有権の情報が登録局の相互接続システムを通して利用可能であるという共通基準
- (c) 実質的支配者の情報がどのように利用可能となるかの技術的詳細
- (d) 登録局の相互接続システムによって提供されるサービス利用可能の技術条件
- (e) 第 30 条及び第 31 条第 4a 項に基づく実質的保有権の情報に対して異なる種類のアクセスを実行する技術的様式

(f) 実質的保有権の情報にアクセスは第 30 条第 5 項 (a) 及び第 31 条第 4a 項に従って費用の支払い遠隔支払い取引 (remote payment transaction) のような利用可能な支払い機能を考慮した支払い手段

当該実施法行為は、第 64a 条第 2 項で言及されている審査手続に基づいて採択されなければならない。

実施法行為上、欧州委員会は、証明された技術及び既存の実務の再利用に努めなければならない。欧州委員会は、開発されたシステムが、本指令を実行するために必要不可欠なコスト以上のものを負担しないことを確保しなければならない。欧州委員会の実施法行為は、欧州委員会と加盟国間での透明性、経験及び情報の交換によって特徴付けられるものとされなければならない。

第 32 条

1. 各加盟国は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を防止し、検出し、及び有効な対策をとるために FIU を設立しなければならない。

2. 加盟国は、各 FIU の名称及び住所を欧州委員会に書面で提出しなければならない。

3. 各 FIU は運営上独立及び自主的なものでなければならない。これは特定の情報を分析し、要請し、及び普及するために、自主的に決定する能力も含め、FIU が自らの任務を自由に遂行する能力及び権限を持つことを意味する。

FIU は、中央国家単位 (central national unit) として、疑わしい取引報告書及びその他マネー・ロンダリング、前提犯罪への加担又はテロ資金供与に関連する情報を受理し、分析する責任を負わなければならない。FIU は、マネー・ロンダリング、前提犯罪への加担又はテロ資金供与を疑う根拠がある場合、その分析結果及び追加関連情報を所轄官庁に拡散する責任を負わなければならない。FIU は、特定事業者から追加情報を入手することができるものとしなければならない。

加盟国は、FIU に対して、業務を遂行するために、適切な財源、人的財産及び技術的資源を提供しなければならない。

4. 加盟国は、FIU が、正確に業務を遂行するために要求する、財務、管理及び法執行機関¹⁵の情報を、直接的又は間接的に、適時にアクセスするよう確保しなければならない。FIU は、マネー・ロンダリング、前提犯罪への加担又はテロ資金供与に関する懸念によって動機付けされている情報要求の場合、FIU は加盟国の所轄官庁による情報要求に応えることができなければならない。情報の分析又は普及の実施に関する決定は、FIU に留まるものとされなければならない。

¹⁵ 訳者注：警察などのこと

5. 現在進行中の調査又は分析に悪影響を及ぼす情報提供だと仮定する客観的根拠がある場合、情報の開示が自然人又は法人の正当な利益が明らかに不均衡である例外的な状況、若しくは要求された目的と無関係である例外的な状況の場合、FIU は情報要求に従う義務はないものとしなければならない。

6. 加盟国は、所轄官庁に対し、本条に従って提供された情報の使用及び当該情報に基づいて行われた調査結果又は検査結果について、FIU へフィードバックの提供を義務付けなければならない。

7. 加盟国は、取引がマネー・ロンダリング又はテロ資金供与に関連している疑いがある場合、FIU が取引の分析、疑惑の確認、及び分析結果を所轄官庁に周知するために、直接的又は間接的に取引を停止又は保留するための緊急措置を取る権限を持つことを確保しなければならない。FIU は、要求を受けた FIU の国内法に定められた期間及び条件下で、他の加盟国からの FIU の要請に応じて、直接的又は間接的に、当該行動をとる権限を有するものとしなければならない。

8. FIU の分析機能は、次を含まなければならない。

(a) 受領した開示のタイプ及び量及び普及後に期待された情報の使用による、個人的裁判及び特定の対象又は適切に選択された情報に焦点を置く運用分析

(b) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のトレンド及びパターンを示した戦略的分析

9. 第 34 条第 2 項の規定に影響を与えず、その機能の背景において、各 FIU は、例え第 33 条第 1 項(a) 又は第 34 条第 1 項に基づく事前報告書が未提出であっても、本条第 1 項で定めた目的のために、特定事業者からの情報を要求し、入手し、及び使用できるものとしなければならない。

第 32a 条

1. 加盟国は、中央登録局又は電子データ検索システム（欧州議会及び理事会規則（EU）No 260/2012 によって定義される IBAN、及び対象領域内にて信用機関により保有されている貸金庫（safe-deposit boxes）により識別される支払口座及び銀行口座を保有し、支配している自然人又は法人に対し、適宜、本人確認ができるもの）のような集権的な自動メカニズムを導入しなければならない。加盟国は、欧州委員会に当該国内メカニズムの特徴を通知しなければならない。

2. 加盟国は、本条第 1 項で言及された集権的なメカニズムが保持している情報が、直接的に、フィルタリングされない方法で国内 FIU に直接アクセスできることを確保しなければならない。当該情報は本指令の下、義務を履行するために国の所轄官庁にアクセスできなければならない。加盟国は、いかなる FIU でも、本条第 1 項で言及されている集権的なメカニズ

ムが保持している情報を、第 53 条に基づき、適時にその他の FIU に提供できることを確保しなければならない。

3. 次の情報は、第 1 項で言及された集権的なメカニズムを通して、アクセス可能及び検索可能でなければならない。

顧客（口座名義人及び顧客の代理人を称するすべての者）…第 13 条第 1 項（b）を取り入れた国内規定に基づき要求されるその他の識別データ、又は固有の識別番号により補完される名称

顧客の口座名義人の実質的支配者…第 13 条第 1 項（b）を取り入れた国内規定に基づき要求されるその他の識別データ、又は固有の識別番号により補完される名称

銀行口座又は支払口座…IBAN 番号、口座の開設及び閉鎖のデータ

貸金庫（safe-deposit box）…第 13 条第 1 項を取り入れた国内規定に基づき要求されるその他の識別データ、若しくは固有の識別番号及びリース期間の継続のいずれかにより補完される借主の名称

4. 加盟国は、FIU 及び所轄官庁が、本指令に基づく義務を履行するために不可欠と考えられるその他の情報を、集中化されたメカニズムを通じてアクセス可能で検索可能であるように要求することを検討することができる。

5. 2020 年 6 月 26 日までに、欧州委員会は、欧州議会及び欧州理事会に対し、安全で効率的な集権的メカニズムの相互接続状を保証するために、状況、技術的仕様及び手順を評価して報告書を提出しなければならない。適切な場合、当該報告書には法制に関する立案が添付されていなければならない。

第 32b 条

1. 加盟国は、FIU 及び登録局に対し、電子データ検索システムが可能な場合、当該登録局及び当該システムを通して行う方法も含み、適時にいかなる自然人又は不動産を保有している法人の識別可能な情報へのアクセスを提供しなければならない。

2. 2020 年 12 月 31 日までに、欧州委員会は、登録局に含まれる情報の調和の必要性和比例性の評価及び当該登録局の相互接続の必要性を評価の記した報告書を、欧州議会及び欧州理事会に提出しなければならない。適切な場合、当該報告書には法制に関する立案が添付されていなければならない。

第 33 条

1. 加盟国は、特定事業者に対して、該当すれば、所長及び従業員に即座に、完全に協力するよう義務付けなければならない。

(a) 資金が犯罪収益又はテロ資金供与に関連するものであることを知り、疑い、又は疑うに足りる合理的な理由がある場合には、特定事業者が、自己の発意により、報告書を提出することを含め、FIU に対し、その旨を通知すること。また、そのような場合には、FIU からの追加情報の要請に速やかに対応すること

(b) FIU に、直接、要求された必要な情報すべてを提供すること
試行された取引を含み、すべての疑わしい取引は、報告されなければならない。

2. 第 8 条第 4 項（a）に基づいて任命された者は、本条第 1 項に言及されている情報を、その情報を伝達された特定事業者の対象地域が確立された加盟国の FIU に伝達しなければならない。

第 34 条

1. 第 33 条第 1 項の規定を適用除外にすることにより、加盟国は、第 2 条第 1 項の第 3 号（a）、（b）及び（d）に言及されている特定事業者である場合、第 33 条第 1 項に言及されている情報を受け取る権限を有する機関として、専門的職務に適した自己規制機関を指定することができる。

第 2 項の規定に影響を与えることなく、指定された自主規制機関は、本条第 1 項で言及された場合、FIU に、情報を、速やかにフィルタリングせずに送付しなければならない。

2. 加盟国は、第 33 条第 1 項に定められる義務を、公証人、その他の独立した法律専門家、監査人、外部会計士及び税務アドバイザーに適用してはならない。但し、当該免除が顧客の法的地位を確認する過程で、又は当該顧客を防御し若しくは代理する業務を遂行する過程において、又は、当該顧客を司法手続において若しくは司法手続後に受領し若しくは取得する情報に関連する場合に限る。手続前、手続中又は手続後に受領され又は取得されるか否かを問わず、当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。

3. 加盟国に指定された自主規制機関は、次の情報を含む年間報告書を提出しなければならない。

(a) 第 58 条から第 60 条に基づいて取られた措置

(b) 該当する場合は、第 61 条に言及されている規定の違反者の報告書件数

(c) 該当する場合は、第 1 項で言及された自主規制機関が報告を受けた報告件数及び自主規制機関が FIU に転送した報告件数

(d) 特定事業者の義務を遵守しているかの監視をするために第 47 条及び第 48 条に基づいて実行された措置についての説明及び該当件数

(i) 第 10 条から第 24 条（顧客調査措置）

(ii) 第 33 条から第 35 条（疑わしい取引の報告）

(iii) 第 40 条（記録管理）

(iv) 第 45 条及び第 46 条（内部統制）

第 35 条

1. 加盟国は、特定事業者に対して、第 33 条第 1 項（a）に基づいて必要な措置を完了し、関連する加盟国の法律に従い、FIU 又は所轄官庁からの具体的な指示を遵守が完了するまで、犯罪行為の収益又はテロ資金供与に関連していると分かっているか、又は疑いを持っている取引の実行をやめるよう義務付けなければならない。

2. 第 1 項に言及されている取引を控えることが不可能であるか、又は疑わしい操作の実質的支配者を追及する努力を妨害する可能性がある場合、関係のある特定事業者は、直後に FIU に通知しなければならない。

第 36 条

1. 加盟国は、第 48 条で言及された所轄官庁によって特定事業者に対して行われた検査の過程において、又はその他の方法で、当該官庁がマネー・ロンダリング又はテロ資金供与に関連する可能性のある事実を発見した場合、FIU に速やかに通知することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、株式、外国ため替及び金融デリバティブ市場（financial derivatives market）を監督するために法律又は規制により権限を与えられた監督機関が、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与に関連する可能性のある事実を発見した場合、FIU に通知することを確保しなければならない。

第 37 条

第 33 条及び第 34 条に従った特定事業者、特定事業者の従業員又は上級管理職による誠実な情報開示は、いかなる契約、法律、規制又は行政上の規定により課される情報開示の制限違反を構成してはならず、実際に違法な犯罪行為が起きたかどうかに関わらず、内在する犯罪行為を明確に認識していない状況であっても、特定事業者、その上級管理職又は従業員を関与させてはならない。

第 38 条

1. 加盟国は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の疑いを内部又は FIU に報告する従業員及び特定事業者の代表者を含む個人が、脅迫、報復措置、敵対行為、不利的雇用行為又は差別的雇用行為から法的保護を受けることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の疑いを内部又は FIU に報告するために脅迫、報復措置、敵対行為、不利的雇用行為、差別的雇用行為にさらされた個人が安全な方法で所轄官庁に告訴する権利があることを確保しなければならない。FIU が集めた情報の機密性を害することなく、加盟国は、本項に基づく当該個人の権利が保護される有効的な救済権を持つことも確保しなければならない。

第 39 条

1. 特定事業者、その上級管理職及び従業員は、第 33 条又は第 34 条に従って情報が伝わるか、伝えられているか、若しくはマネー・ロンダリング又はテロ資金供与の分析が行われている又は実行される可能性があるという事実に関係のある顧客又はその他の第三者に開示してはならない。

2. 第 1 項に定められている禁止事項は、自主規制機関を含む所轄官庁への開示、又は法的処置目的の開示を含めてはならない。

3. 本条の第 1 項に定められている禁止事項は、同一グループに所属する加盟店出身の信用機関と金融機関との間、又は当該事業者とその支店及び第三国に設立された子会社を保有する地位との間で、開示を妨げてはならない。但し、同じグループに属すること、又は第 45 条に基づいてグループ内の情報共有の手続を含むグループ全体の方針及び手続を完全に準拠すること、第三国に設立された企業の支店及び過半数を占める子会社の間でそのグループ全体の方針及び手続が本指令の基準に準拠することを条件とする。

4. 第 1 項に規定されている禁止事項は、第 2 条第 1 項第 3 号 (a) 及び (b) に言及されている特定事業者又は（本指令に関連する義務を課し、専門的な活動を行い、従業員であるか否かに関わらず、同一の法人若しくはマネジメント又はコンプライアンス管理を共有する人物が所属する大規模な組織である）第三国の事業者との間で、開示を妨げてはならない。

5. 第 2 条第 1 項、第 2 項、並びに第 3 項 (a) 及び (b) に言及される特定事業者について、同一の顧客及び 2 つ以上の特定事業者を巻き込んだ取引に関係する場合、本条第 1 項に規定されている禁止事項は、加盟店からの特定事業者又は本指令と同等の義務を負う第三国の事業者と、同一の専門分野からの特定事業者並びに職業機密及び個人情報保護に関する義務を負う特定事業者との間で開示を妨げてはならない。

6. 第 2 条第 1 項、第 2 項、並びに第 3 項 (a) 及び (b) で言及されている特定事業者が、顧客の違法行為を躊躇させようとする場合、当該特定事業者は、本条の第 1 項内の意味する開示を構成してはならない。

第 40 条

1. 加盟国は、特定事業者に対して、FIU 又はその他所轄官庁によって予想されるマネー・ロンダリング又はテロ資金供与の防止、検出及び調査の目的のために、国内法令に基づき、次に掲げる書類及び情報を保持するよう義務付けなければならない。

(a) 顧客調査措置の場合、書類のコピー及び第 2 章に規定されている顧客調査措置基準を遵守するために必要な情報（可能であれば、特定事業者の顧客との業務関係の終了後 5 年間又は不定期の取引日の後、欧州規制（EU 910/2014）で制定されているか、若しくは、他の安全で遠隔的又は電子的な、識別過程が関連する国家権力により制限され、推奨され、認可され、又は受け入れられる電子識別方法（electronic identification means）を通じて入手された情報を含める。）

(b) 証拠及び取引の記録（原本、又は適用される国内法の下で訴訟手続が可能となるコピーからなり、顧客との業務関係の終了後 5 年間又は不定期の取引日の後に、取引を確認するために必要となるもの）

第 1 項で言及した保管期間の満了時に、加盟国は、特定事業者が、データを保管できるか又は更に保管する状況にするのかを決定する国内法を別に規定されない限り、個人データを削除することを確保しなければならない。加盟国は、当該保管の必要性及び比例性を徹底的に評価し、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与の防止、検出及び調査のために必要であるとされた後、更なる保管を許可し、又は義務付けることができる。更なる保管期間は 5 年を超えてはならない。

本項で言及している保管期間とは、5 年を超えない追加保管期間を含み、第 32a 条で言及している集権的メカニズムを通してアクセス可能なデータも尊重し適用されるものとしなければならない。

2. 2015 年 6 月 25 日時点で、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与の防止、検出、調査又は起訴に関する法的手続が加盟国において保留されており、特定事業者が当該保留手続に関する情報又は書類を保持している場合、特定事業者は、国内法令に従って、2015 年 6 月 25 日から 5 年間、当該情報又は文書を保持することができる。加盟国は、進行中の犯罪捜査及び法的手続に適用される証拠についての国内法令を侵害することなく、疑わしいマネー・ロンダリング又はテロ資金供与の防止、検出、調査又は起訴のための当該保管の必要性と比例性が確立されている場合、当該情報や書類の 5 年以上の保管を許可し、又は義務付けることができる。

第 41 条

1. 本指令に基づく個人データの処理は、国内法令に取り込まれた指令（95/46/EC）に従う。欧州委員会又は欧州監督機構（ESAs）による本指令に従って処理される個人データは、規制（45/2001/EC）の影響下にある。

2. 個人データは、第 1 条で言及されているマネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与防止の目的のみ、本指令に基づいて特定事業者により処理されなければならない。当該目的と不適合である処理方法は使用されないものとしなければならない。本指令に基づく、商業目的のような、その他目的の個人データ処理は禁止されなければならない。

3. 特定事業者は、取引関係の確立される前又は臨時取引を行う前に、指令（95/46/EC）第 10 条に従って要求される情報を新規顧客に提供しなければならない。当該情報には、特に、本指令第 1 条で言及されているマネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与防止の目的とした個人データを処理するために、本指令に基づく特定事業者関の法的義務に関する一般通知が含まれていなければならない。

4. 加盟国は、第 39 条第 1 号に定める開示の禁止を適用するにあたり、データ対象者の個人データへのアクセス権の全部又は一部を制限する立法措置を採択しなければならない。但し、当該部分的又は完全な制限は、民主主義社会において、関係者の正当な利益に妥当な考慮を払いつつ、必要かつ均衡のとれた措置を構成する場合に限る。

(a) 本指令の目的のために、特定事業者又は国内所轄官庁が適切に業務を満たせるようにすること。

(b) 本指令の目的のための公務執行妨害又は法的な商号、分析、調査、訴訟手続きを回避すること、及びマネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止、調査、検出が脅かされないよう確保すること。

第 42 条

加盟国は、特定事業者が、FIU 又は他の所轄官庁からの照会に対して、その国内法令に従い、当該照会が維持されているかについて、当該照会の前 5 年間、特定の者との取引関係、及びその関係の性質に関し、照会の完全な機密性を保証する安全な経路及び方法を通じて、完全かつ迅速に回答できるシステムを保有していることを義務付けなければならない。

第 43 条

第 1 条で言及されているマネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止の目的のための本指令に基づいた個人データの処理は、欧州議会及び理事会の規制（EU 2016/679）の下、公益の問題とみなされなければならない。

第 44 条

1. 加盟国は、第 7 条で定義されているリスク評価の準備に貢献する目的のため、加盟店がマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するシステムの有効性に関する問題についての総合的な統計を維持することにより、当該システムの有効性を見直すことができることを確保しなければならない。

2. 第 1 項で言及されている統計は次の事項を含まなければならない。

(a) 自然人及び法人の数並びに各部門の経済的重要性を含む規模及び本指令の対象内の異なる部門の重要性を計測するデータ

(b) FIU に提出された疑わしい取引報告の件数、当該報告のフォローアップ、年 1 回の調査件数、起訴件数、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与罪で有罪判決を下された者の数、入手可能な前提犯罪の種類、凍結、差押え又は没収された財産のユーロ建て価値を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の国内体制の報告、調査及び司法段階を測定するデータ

(c) 可能であれば、年 1 回の報告の有用性及びフォローアップについて詳述した特定事業者に対する当該報告書と共に、調査結果の報告の件数及び割合が特定されたデータ

(d) FIU により作成され、受領され、拒否され、一部又はすべてを回答され、相手国により破壊された情報に対する、国境を越えた要求の数に関するデータ

(e) AML/CFT 監督に対しての責任を持つ所轄官庁に割り当てられた人的財産、同様に、第 32 条で規定されて任務を遂行するための FIU に割り当てられた人的財産

(f) 現地及び現地外の監督措置の件数、監督当局が適用する監督措置及び制裁措置/行政措置に基づき特定された違反の件数

3. 加盟国は、強化された見直しの統計を年一回公表することを確保しなければならない。

4. 加盟国は、毎年、欧州委員会に第 2 項で言及されている統計を送付しなければならない。欧州委員会は、第 2 項で言及されている統計の要約及び説明の報告書を年に 1 回公表しなければならない。当該報告書はウェブ上で閲覧可能なものとしなければならない。

第 45 条

1. 加盟国は、グループの一員である特定事業者に対し、AML/CFT の目的で、グループ内にて情報を共有するための方針及び手続並びにデータ保護方針を含むグループ全体の方針及び手続を実施するよう義務付けなければならない。当該方針及び手続は、加盟国及び第三国の支店及び過半数保有の子会社のレベルで有効的に実施されなければならない。

2. 加盟国は、他の加盟国の組織を運営する特定事業者が、当該組織が、本指令を国内法令化した他の加盟国の国家规定を尊重するように確保するよう、義務付けなければならない。

3. 加盟国は、加盟国の最低限度の AML/CFT 体制より AML/CFT 体制が厳格ではない第三国に、支店又は過半数保有の子会社がある場合、特定事業者は、第三国にある支店及び過半数保有の子会社は第三国の法律が許す限り、データ保護を含む加盟国の要件を実施することを確保しなければならない。

4. 加盟国及び欧州監督機構（ESAs）は、第三国の法律で、第 1 項の下、要求された方針及び手続の実行を許可しない、お互いの実例を報せなければならない。このような場合、解決策を追及するために協調的な行動がとられる。第三国が、第 1 項の下、要求された方針及び手続の実施を許可しないことに対して評価をする場合、加盟国及び欧州監督機構（ESAs）は、秘密保持、データ保護、その他目的に関連する可能性のある情報の交換の制約を含む正確な方針及び手続の実行を妨害することができるすべての法的制約を考慮に入れなければならない。

5. 加盟国は、第三国の法律が第 1 項の下要求される方針及び手続の実施を許可しない場合、特定事業者に対し、当該第三国の支店及び過半数保有の子会社が、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与のリスクを効率的に対処するための追加的措置を適用し、本国の加盟国の所轄官庁に報せることを確保するよう義務付けなければならない。追加措置が十分でない場合、加盟国の本国の所轄官庁は、グループが取引関係を確立しない、又は取引関係の終了並びに取引を行わないこと、及び必要に応じてグループに第三国における事業の閉鎖を要求することを含む追加監督措置を実施しなければならない。

6. 欧州監督機構（ESAs）は、第 5 項で言及されている追加措置の種類を指定した規制技術的基準（regulatory technical standards）案の作成及び、第三国の法律が第 1 項及び第 3 項で要求される措置の実施を許可しない場合に信用機関及び金融機関によってとられる最低限の措置を、構築しなければならない。

欧州監督機構（ESAs）は、本項の第 1 項に言及されている規制技術基準案を 2016 年 12 月 26 日までに、欧州委員会に提出しなければならない。

7. 本条第 6 項に言及されている規制技術基準を採択する権限は、規制（EU 1093/2010, EU 1094/2010 及び EU 1095/2010）の第 10 条から第 14 条に従って、欧州委員会に委任されている。

8. 加盟国は、グループ内の情報の共有が許可されることを確保しなければならない。資金が犯罪行為の収入であること又は FIU に報告されたテロ資金供与に関連する容疑に関する情報は、FIU の指示がない限り、グループ内で共有されなければならない。

9. 加盟国は、指令（2009/110/EC）の第 2 条（3）に定義されている電子マネーの発行者、及び指令（2007/64/EC）の第 4 条（9）に定義されている支店以外の形式で対象地域に設立されており、本店が他の加盟国に位置する決済サービス提供事業者に対して、ML/CFT 規則を遵守することを指定機関に代わって確保すること、所轄官庁による監督を促進するために要請に応じて文書及び情報を所轄官庁に提供することを含め、対象地域の中央窓口を任命することを義務付けなければならない。

10. 欧州監督機構（ESAs）は、第 9 項に従って中央連絡窓口を設置することが適切である状況及び中央連絡窓口の機能を決定するための制技術基準案を作成しなければならない。

欧州監督機構（ESAs）は、第 10 項（1）に言及されている規制技術基準案を 2017 年 6 月 26 日までに、欧州委員会に提出しなければならない。

11. 本条第 10 項に言及されている規制技術基準を採択する権限は、規制（EU No.1093/2010）の第 10 条から第 14 条、EU 1094/2010 及び EU 1095/2010 に従って、欧州委員会に委任されている。

第 46 条

1. 加盟国は、特定事業者に対して、関連するデータ保護要件を含め、本指令に従って従業員が採択された条項を認識するような、リスク、性質、及び規模に適した措置を講じることを義務付けなければならない。

当該措置には、マネー・ロンダリング又はテロ資金供与に関連する可能性のある業務を認識できるようにするため、及び当該措置にどのようなプロセスが必要かを指導するために従業員の継続的な特別トレーニングプログラムへの参加を含まなければならない。

第 2 条第 1 項、第 3 項に掲げるカテゴリーのいずれかに当てはまる自然人が、法人の従業員として専門的活動を行う場合、本節の義務は、自然人ではなく当該法人に適用されなければならない。

2. 加盟国は、特定事業者がマネー・ロンダリング及びやテロ資金供与業者の活動や疑わしい取引の認知を導く兆候に関する最新情報にアクセスできるよう確保しなければならない。

3. 加盟国は、可能であれば、疑わしいマネー・ロンダリング又はテロ資金供与の有効性及びフォローアップの報告書に関する適時のフィードバックを特定事業者に提供することを確保しなければならない。

4. 加盟国は、特定事業者に対して、該当する場合には、本指令の遵守に必要な法律、規制及び行政規定の実施に責任を持つ管理職のメンバーを特定することを義務付けなければならない。

第 47 条

1. 加盟国は、仮想通貨と不換通貨間の換金サービスの提供者及びカストディアン・ウォレット提供者が登録されていること、両替所、小切手現金化会社（cheque cashing office）、認可又は登録された委託者又は会社のサービス提供者、及びギャンブルサービスが規制されていることを確保しなければならない。

2. 加盟国は、所轄官庁に対して、第 1 項で言及されている企業に管理機能を有する者、又は当該企業の実質的支配者が適任者であるよう確保することを義務付けなければならない。

3. 第 2 条第 1 項第 3 号（a）、（b）及び（d）に言及されている特定事業者に関して、加盟国は、所轄官庁が、関連分野、管理機能を有する提携者又は当該特定事業者の実質的支配者が有罪判決となる犯罪を防ぐために必要な措置を講ずることを確保しなければならない。

第 48 条

1. 加盟国は、所轄官庁が本指令を遵守するために効率的に監視すること及び必要な措置を講ずることを義務付けなければならない。

1a. 特に情報の交換について効果的な協力を円滑にし及び促進するために、加盟国は、第 2 条第 1 項に掲げられている特定事業者の所轄官庁のリストを、連絡先詳細を含み、欧州委員会に伝達しなければならない。加盟国は、欧州委員会が提供された情報が常に最新の状態であることを確保しなければならない。欧州委員会は、当該所轄官庁の登録簿及び連絡先詳細の登録簿をウェブサイト公表しなければならない。登録簿に記載されている所轄官庁は、権限の範囲内で、他の加盟国の所轄官庁担当者のための連絡窓口の機能を果たさなければならない。加盟国の金融監督機関は、欧州監督機構（ESAs）の連絡窓口としての機能も果たさなければならない。加盟国は、本指令を適切に実施するために、すべての特定事業者が、現場及び現場外の監督を行うことのできる権力を含む適切な監督に従うよう義務付けなければならない。違反した場合の状況を是正するために適切かつ相応の行政措置を講じなければならない。

2. 加盟国は、所轄官庁が、コンプライアンスの監視及びチェックを行うことに関連するあらゆる情報の提出を強制する権限を含め、十分な権限を有し、かつ、機能を遂行するための適切な財源、人材、技術的資源を有することを確保しなければならない。加盟国は、当該官庁の職員が、高潔で熟練した腕を持つ者であること、機密保持基準、データ保護基準、利益相反の基準を含む高度な専門的基準を維持することを確保しなければならない。

3. 信用機関、金融機関及びギャンブルサービス事業者の場合、所轄官庁は、監督権限を強化しなければならない。

4. 加盟国は、特定事業者が、操作する加盟国の所轄官庁が本指令化された加盟国の国内規定の確立を監督することを確保しなければならない。

信用機関及び金融機関がグループの一部である場合、加盟店は、第 1 項に定める目的のため、親企業が設立した加盟国の権限のある所轄官庁が、グループ企業が設立した加盟国の所轄官庁と協力することを確保しなければならない。

第 45 条第 9 項に言及されている設立の場合、本項の第 1 項で言及されている監督は、重大な不具合に素早く対応するため、適切かつ相応の措置を講ずることができる。当該措置は、一時的でなければならない、かつ特定された不具合が、第 45 条第 2 項に基づき、特定事業者が所在するホーム加盟国の所轄官庁の援助又は協力を含み、対処された時点で終了されなければならない。

5. 加盟国は、本指令の有効的な監督要件を確保するために、特定事業者が所在する加盟国の所轄官庁が、本社を持つ特定事業者が所在する加盟国の所轄官庁と協力することを確保しなければならない。

信用機関及び金融機関がグループの一部である場合、加盟国は、第 45 条第 1 項で言及されているグループ全体の方針及び手続の有効的な実行の監督を親企業が所在する加盟国の所轄官庁を確保しなければならない。この目的のため、加盟国は、グループの一部である信用機関及び金融機関が設立した加盟国の所轄官庁が、親企業が所在する加盟国の所轄官庁と協力することを確保しなければならない。

6. 加盟国は、監督にリスク・ベースのアプローチを適用する場合、所轄官庁が次の事項を行うことを確保しなければならない。

(a) 加盟国に存在するマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対して明確な理解力があること

(b) 現場内外に特定事業者の顧客、製品及びサービスに関連する特定の国内リスク及び国際的リスクに関するすべての情報へのアクセスがあること

(c) 対象事業者のリスク評価、並びに当該加盟国におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクについて、現場内外での監督の頻度及び強度を基本とすること

7. 遵守不履行の危険性を含む特定事業者のマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスク特性に対する評価は、法令違反のリスクを含めて、定期的に、かつ管理及び業務に重大な事件及び発展があった時に見直されなければならない。

8. 加盟国は、所轄官庁が、特定事業者に認められた裁量の程度を考慮し、当該裁量の下、内部規制、内部統制及び内部手順の実行及び正確性について、適切にリスク評価を見直すことを確保しなければならない。

9. 第 2 条第 1 項第 3 号 (a)、(b) 及び (d) で記す特定事業者の場合、加盟国は、自主規制機関が、本条第 2 項を遵守することを条件として、本条第 1 項に記す任務を自主規制機関が遂行することを認めることができる。

10. 2017 年 6 月 26 日までに、欧州監督機構 (ESAs) は、欧州規制 (EU 1093/2010、1094/2010 及び 1095/2010) 第 16 条に従い、所轄官庁向けに監督のリスク・ベースアプローチの特徴及びリスク・ベースの監督を実行する時の措置方法を記したガイドラインを発行しなければならない。業務の性質及び規模によっては、詳しい説明がされなければならない。適切でありかつ相応である場合には、具体的な措置が定められなければならない。

第 49 条

加盟国は、政策立案者、FIU、AML/CFT に関わっている他所轄官庁及び税務当局及び法執行機関が本指令の対象内で活動している場合は、第 7 条に基づく義務の履行も含み、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗するための方針及び活動の発展と実行を考慮した EU 域内での協力及び連携ができるよう、有効的なメカニズムを有することを確保しなければならない。

第 50 条

所轄官庁は、本指令の下で職務を遂行するために必要なすべての情報を、欧州監督機構（ESAs）に提供しなければならない。

第 50a 条

加盟国は、本指令の目的上、所轄官庁間での情報交換又は援助について、法外又は不当な制限条件を禁止してはならず、又は課してはならない。特に、加盟国は、所轄官庁が、次の理由で援助の要求を拒否しないことを確保しなければならない。

- (a) 当該要求が税務問題にも関係すると考えられること
- (b) 国内法令が、特定事業者に対して、求められている関連情報が法的特権によって保護されている場合、又は第 34 条第 2 項に記載されている法律上の秘密が適用される場合を除き、秘密保持を義務付けていること
- (c) 被要請国において、審理、調査又は手続が進行中であること。但し、当該援助が審理、調査又は手続を妨げる場合はこの限りでない
- (d) 要請方の所轄官庁の性質又は地位が、被要請方の所轄官庁の性質又は地位とは異なること

第 51 条

欧州委員会は、EU 内の FIU 間での情報交換も含む調整を促進するために必要とされるような援助を行うことができる。欧州委員会は、加盟国の FIU の代表者で構成されている欧州 FIU プラットフォーム（EU FIU platform）の会議を、FIU 間の協力を促進し、FIU 及び報告している事業者の関する実施の問題、及び効果効な FIU 間協力のような協力関係の問題、国境を越えた次元の疑わしい取引の特定、FIU.net 又はその後継者を通じた報告様式の標準化、国境を越えた事例の共同分析、国家レベル及び超国家レベルでのマネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクの評価に関連する傾向並びに要因の特定について意見を交換し、並びに助言を与えるために、定期的に招集することができる。

第 52 条

加盟国は、組織の地位に関わらず、可能な限り FIU がお互いに協力することを確保しなければならない。

第 53 条

1. 加盟国は、FIU が、関連する前提犯罪の種類に関わらず、また、たとえ関連する前提犯罪の種類が取引所の時点で特定されていないとしても、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に関する FIU 及び関連する自然人又は法人による情報の処理又は分析に関する情報を、自発的に又は要請に応じて交換することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、義務付けられた FIU が、第 1 項に言及されている他の FIU からの情報要求に答える際に、通常国内で情報の受領及び分析に使用している使用可能な全範囲の権限を使うことを確保しなければならない。義務付けられた FIU は、適時に応答しなければならない。FIU が、他の加盟国の対象地域で業務を行うその加盟国に設立された特定事業者から追加情報を入手しようとする場合、当該要求は、その特定事業者が設立された加盟国の FIU 宛てにされなければならない。当該 FIU は第 33 条第 1 項に定められている情報を入手し、速やかに回答を転送しなければならない。

3. FIU は、国内法令の基本原則に反する可能性がある例外的な状況においてのみ、情報交換を拒否することができる。これらの例外は、分析目的のための自由な情報交換の悪用及び必要以上の制限を防止する方法で明確にされなければならない。

第 54 条

第 52 条及び第 53 条に基づいて受領した情報及び文書は、本指令に定められた FIU の業務の達成に使用されなければならない。第 52 条及び第 53 条に従って情報及び文書を交換する場合、送信元の FIU は、当該情報の使用に制限及び条件を課すことができる。受信元の FIU は、当該制限及び当該条件を遵守しなければならない。

加盟国は、他の加盟国の FIU からの情報要求を受領することに責任を負うため、FIU が、少なくとも 1 つの連絡先又は連絡窓口を指定することを確保しなければならない。

第 55 条

1. Member States shall ensure that the information exchanged pursuant to Articles 52 and 53 is used only for the purpose for which it was sought or provided and that any dissemination of that information by the receiving FIU to any other authority, agency or department, or any use of this information for purposes beyond those originally approved, is made subject to the prior consent by the FIU providing the information.

2. Member States shall ensure that the requested FIU's prior consent to disseminate the information to competent authorities is granted promptly and to the largest extent

possible, regardless of the type of associated predicate offences. The requested FIU shall not refuse its consent to such dissemination unless this would fall beyond the scope of application of its AML/CFT provisions or could lead to impairment of an investigation, or would otherwise not be in accordance with fundamental principles of national law of that Member State. Any such refusal to grant consent shall be appropriately explained. Those exceptions shall be specified in a way which prevents misuse of, and undue limitations to, the dissemination of information to competent authorities.

第 56 条

1. 加盟国は、加盟国（their）の FIU に対し、FIU 間で保護された伝達手段を使うこと、及び、FIU.net 又はその後任に当たるものの使用を推奨することを義務付けなければならない。
2. 加盟国は、本指令に規定されている任務を遂行するために、加盟国の FIU が、その国内法令に従い、最先端技術の適用に協力することを確保しなければならない。当該技術は、他の加盟国における FIU の利益の対象を検出し、その収益及び資金を特定する目的で、個人データの完全な保護を確保することにより、FIU が他の FIU のデータと匿名の方法で当該データを照合することを可能にしなければならない。

第 57 条

第 3 条第 4 項で言及されている前提犯罪の国内法令間の定義の違いは、他の FIU を援助するための能力を妨げてはならず、かつ、第 53 条から第 55 条に従って情報交換及び情報の普及を制限してはならない。

第 57a 条

1. 加盟国は、本指令を遵守するために、信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁で働くすべての者、監査人又は当該所轄官庁の代理の専門家が、職業上の秘密保持義務に拘束されることを義務付けなければならない。

刑事法の対象となる事件を害することなく、本指令に基づく職務の過程で第 1 項に言及する者が受領する秘密情報は、個別の信用機関及び金融機関を特定できない方法で、要約又は集約した形式でのみ開示することができる。

2. 第 1 項は、次の機関の間での情報交換を妨げてはならない。

(a) 本指令又は信用機関及び金融機関の監督業務に関係するその他の法的措置に基づき、加盟国内にある信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁

(b) 本指令又は欧州理事会規制（EU No.1024/2013）に基づき行動する欧州中央銀行（ECB）を含む、信用機関及び金融機関の監督業務に関係するその他法的措置にしたがっ

て、異なる加盟国の信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁。情報交換は、第 1 項で記載されている守秘義務の状況に従わなければならない。

2019 年 1 月 10 日までに、本指令、欧州中央銀行（ECB）に従って信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁は、欧州議会及び欧州指令（2013/36/EU）第 56 条（g）（1）及び欧州指令（EU 2013/36）第 27 条（2）に従って行動し、欧州監督当局の支持を得て、情報交換の実際の様式に関する合意を締結しなければならない。

3. 第 1 項で言及されている秘密情報を受領する信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁は、当該情報について使用のみでできるものとしなければならない。

(a) 本指令又は AML/CFT フィールド内での法的処置の下での責務、プルデンシャル規制、統括を含む信用機関及び金融機関の業務の解除

(b) 裁判手続を含む信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁の決定に対する控訴

(c) 本指令の領域内又は、プルデンシャル規制、信用機関及び金融機関の監督の領域内で採択された EU 法の特則に従い開始する裁判手続

4. 加盟国は、信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁が、本指令の関係上、其々の本質又は立場に関係なく、可能な限りお互い協力し合うことを確保しなければならない。当該協力には、義務付けられた所轄官庁の権限内で、所轄官庁の代わりに行う調査能力及び、それに続く当該調査から入手した情報の交換も含まれる。

5. 加盟国は、加盟国内の信用機関及び金融機関の監督業務を行う所轄官庁に対し、当該所轄官庁のカウンターパートである第三国の所轄官庁との間で、秘密情報の協力及び交換を規定する協力協定を締結する権限を与えることができる。当該協力協定は相互主義に基づいて、かつ、開示した情報が少なくとも第 1 項で言及されている要件と同等の職業上の秘密保持要件の保証の対象となる場合に限り、締結されなければならない。当該協力協定に従って交換された秘密情報は、当該情報を共有する権限のある当局の明示的な同意を得た上でのみ、また、適切な場合には、当該当局が同意を与えた目的のためにのみ、使用されなければならない。

第 57b 条

1. 第 57a 条第 1 項及び第 3 項の規定に関わらず、かつ、第 34 条第 2 項に影響を与えることなく、加盟国は、同じ加盟国又は違う加盟国の所轄官庁の間、所轄官庁と金融部門のある企業の監督を委託されている機関の間、及び第 2 条第 1 項第 3 号で言及されている専門的活動を行う自然人又は法人と各々の監査機能を遂行している金融市場の監督法に責任を有する機関の間での情報交換を許可することができる。

受領した情報は、いかなる場合も、第 57a 条第 1 項に言及されている守秘義務と最低限同等の守秘義務要件に従わなければならない。

2. 第 57a 条第 1 項及び第 3 項の規定に関わらず、加盟国は、国内法令に定められている規定の効力によって、金融市場の監督法の責任を有する他の国内機関又は、マネー・ロンダリング、前提犯罪への加担若しくはテロ資金供与の対抗又は調査領域の責任機関に対して、正確な情報の開示許可することができる。

但し、本項に記されている交換された機密情報は、考慮された機関の法律業務の実行を目的にのみ使用されなければならない。当該情報にアクセスができる者は、第 57a 条第 1 項に言及されている守秘義務と最低限同等の守秘義務要件に従わなければならない。

3. 加盟国は、本指令を遵守のための信用機関の監督に関係する一定の情報を、次号に記す条件で、当該加盟国の欧州議会の調査委員会（Parliamentary inquiry committees）、欧州会計監査院（court of auditors）及びその他調査担当の企業に対して開示することを許可することができる。

(a) 国内法令の下、信用機関の監督責任を有する機関の行動又は当該監督の法律の調査及び精査を行うことを明白に委託された企業

(b) (a)で言及されている委託を遂行するために、厳密に必要である情報

(c) 情報へのアクセスを有する者が、第 57a 条第 1 項に記すものと少なくとも同等の国内法に基づく職業上の秘密保持要件の対象となること

(d) 当該情報が他の加盟国を出所とする場合には、当該情報を開示した権限のある当局の明示の同意なしに、かつ、当該当局がその同意を与えた目的のためにのみ、開示してはならないこと

第 58 条

1. 加盟国は、本条及び第 59 条から第 61 条に従って、本指令を国内法化し、その条項の違反に対して、特定事業者が責任を持つことができるよう確保しなければならない。結果として得られる制裁又は措置は、有効であり、相応であり、かつ制止できるものでなければならない。

2. 加盟国は、加盟国が刑事制裁を施行する権利を損なうことなく、行政処分及び行政措置に関する規則を定めるとともに、所轄官庁は、本指令が国内法化された国内条項の違反に関する制裁と措置を課すことができるようにし、かつ当該制裁が適用されることを確保しなければならない。

加盟国は、国内法で刑事制裁の対象となる違反行為に対する行政処分又は行政措置の規則を定めないことを決定できる。このような場合、加盟国は、関連する刑法規定を欧州委員会に

伝達しなければならない。

加盟国は、所轄官庁が、国内法で刑事制裁の対象となる違反行為を特定する場合、適宜、法的執行機関に知らせることを更に確保しなければならない。

3. 加盟国は、本指令を国内法化した国内条項に違反した法人に義務が適用される場合、管理機関のメンバー及び国内法の下で違反に責任を負う他の自然人に制裁及び措置を適用できるよう確保しなければならない。

4. 加盟国は、所轄官庁が、当該業務を行うのに必要なすべての監督権限及び調査権限を有することを確保しなければならない。

5. 所轄官庁は、次のいずれかの方法で、本指令及び国内法に従って行政処置及び措置を課す権限を実行しなければならない。

(a) 直接行うこと

(b) 他の所轄官庁と協力すること

(c) 当該所轄官庁への委任による責任の下で行うこと

(d) 所轄司法局への申請によること

行政処置及び措置を課す権限の実行において、所轄官庁は、当該行政処置又は措置が望み通りの結果を生み出し、国境を越えた事件を対処する際の行動を調整することを確実にするために緊密に協力しなければならない。

第 59 条

1. 加盟国は、次に規定される要件のうち、深刻で度重なる、組織的又は同盟的な特定事業者側の違反行為に、少なくとも本条が適用されることを保証しなければならない。

(a) 第 10 条から第 24 条（顧客調査措置）

(b) 第 31 条、第 24 条及び第 35 条（疑わしい取引記録）

(c) 第 40 条（記録保持）

(d) 第 45 条及び第 46 条（組織内統制）

2. 加盟国は、第 1 項に言及されている場合、適用されうる行政処置及び措置が、少なくとも次の事項を含むことを確保しなければならない。

(a) 自然人又は法人、及び違反内容を特定する公式声明

(b) 自然人又は法人に対して行為の中止及び行為の繰り返し停止を要求する命令

(c) 特定事業者が、承認、撤回又は承認保留の対象となる場合

(d) 特定事業者において経営上の責任を果たす者、又は経営上の機能を行使する責任を負うその他の自然人の職務の一時的な禁止

(e) 違反から生じる利益総額の 2 倍以上（又は、少なくとも 100 万ユーロ）の最高行政上の金銭的制裁

3. 加盟国は第 2 項（e）の適用除外によって、特定事業者が信用機関又は金融機関の場合、次の措置も適用されることを確保しなければならない。

(a) 法人の場合、管理機関により承認された最新の利用可能な勘定に基づき、年間総売上高の少なくとも 5000 万ユーロ又は 10%の最高行政上の金銭的制裁を負う特定事業者が、欧州指令（2013/34/EU）の第 22 条に従って連結財務諸表を作成する必要がある親企業又は親企業の子会社である場合、当該年間総売上高は、最終親企業の管理機関により承認された最新の利用可能な連結勘定に基づき、関連する会計指令に従って、年間総売上高又は対応する種類の所得とすること

(b) 自然人の場合、行政上の金銭的制裁の上限は、少なくとも 500 万ユーロ、又は通貨がユーロではない加盟国においては、2015 年 6 月 25 日現在の当該国通貨の相当額

4. 加盟国は、所轄官庁に対し、第 2 項（a）から（d）に言及されている処置に加えて、追加の行政処置を課す権限、又は第 2 項（e）及び第 3 項で言及されている総額を超える行政措置を課す権利を与えることができる。

第 60 条

1. 加盟国は、行政上の制裁を課す決定又は本指令を置き換える国内規定の違反に対する措置であって、不服申し立てがないものが、当該決定を認可された者に通知された後直ちに、所轄官庁により、即座に当該官庁のウェブサイト公表することを確保しなければならない。公表内容には少なくとも違反種類及び違反内容、並びにその責務者の身元の情報を含まなければならない。加盟国は、調査の性質を有する措置を課す決定に対し、本項の適用を義務付けてはならない。

第 1 項で言及されている責任者の身元、又は、当該人物の個人データの公表は、当該データ公表の比例性についてケースバイケースの評価を行った結果、不均衡であると所轄官庁によってみなされた場合、又は公表が金融市場の安定性若しくは現在進行中の調査を危険にさらす場合には、所轄官庁は次の(a)から(c)を行わなければならない。

(a) 公表しない理由が存在しなくなるまで、行政処置又は措置を課す決定の公表を、遅らせること

(b) 行政上の制裁又は措置を課す決定を、国内法に従い、匿名で公表すること。但し、匿名で公表することにより、当該個人データの効果的な保護が確保される場合に限る。行政上の制裁又は措置を匿名で公表する決定を行う場合において、当該情報の公表が、当該期間内に匿名で公表する理由が存在しなくなることが予測されるときは、合理的な期間で延期することができる。

(c) (a)と(b)に述べられた選択肢が次の(i)及び(ii)を保証するのに不十分であると考えられる場合には、行政処置又は措置を課す決定を公表してはならない。

(i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと

(ii) 小さな性質とみなされる措置に関する決定の公表の比例性

2. 加盟国が決定公表に反する異議申し立てを許可する場合、所轄官庁は、当該情報及び当該異議申し立ての結果に関するその後の情報を、直ちに公式ウェブサイト上に公表しなければならない。更に、行政処置又は措置を課すという前回の決定を撤回する決定も、公表されなければならない。

3. 所轄官庁は、本条によるいかなる公表を、公表後5年間は公式ウェブサイトに掲載しておかなければならない。但し、公表に含まれている個人データは、該当するデータ保護規則に従って必要とされる期間、所轄官庁の公式ウェブサイトによりのみ保存されなければならない。

4. 加盟国は、行政処置又は措置の種類とレベルを決定する際に、所轄官庁が、次の(a)から(g)に該当する場合を含め、すべての関連する状況を考慮することを確保しなければならない。

(a) 違反の重大さ及び違反期間

(b) 責任を負う自然人又は法人の責任の重さ

(c) 責任を負っている自然人又は法人の財務力。例えば、当該自然人又は法人の総売上高又は年収を指す。

(d) 決定範囲において、責任を負う自然人又は法人による違反から生じた利益

(e) 決定範囲において、違反が原因となる第三者に対する損失

(f) 責任を負う自然人又は法人と所轄官庁との協力レベル

(g) 責任を負う自然人又は法人の過去の違反

5. 加盟国は、法人が、次の(a)から(c)のいずれかに基づいて、又は個人として行動し、かつ当該法人内で指導的地位にある者により侵された第 59 条第 1 項の違反に対して、その利益のために責任を負うことができることを確保しなければならない。

(a) 法人を代表する権限

(b) 法人の代わりに決定を下す権限

(c) 法人内で統制をとる権限

6. 加盟国はまた、本第 5 項に言及されている者による監督又は統制の欠如が、その権限下による当該法人の利益のために第 59 条第 1 項に言及されている違反の 1 つを犯す可能性がある場合に、法人が責任を負うことができることを確保しなければならない。

第 61 条

1. 加盟国は、所管当局、並びに、該当する場合には自主規制機関が、本指令を置き換えた国内法令の潜在的な違反又は実際の違反について、所管当局並びに、該当する場合には、自主規制機関への報告を奨励する効果的で信頼できるメカニズムを確立することを確保しなければならない。

当該目的の関係上、加盟国は、第 1 項に規定する報告者のために、1 つ又は 2 つ以上の安全な通信手段を提供しなければならない。当該手段は、可能であれば、自主規制機関及び同等の所轄官庁のみが、情報提供をする人物の身元を把握していることを確保しなければならない。

2. 第 1 項で言及されているメカニズムは、少なくとも次の事項を含むものとしなければならない。

(a) 違反及びフォローアップに関する報告を受領するための具体的な手順

(b) 特定事業者内で起きた違反を報告する当該企業の従業員又は同等の立場にある人物に対しての適切な保護

(c) 被告人に対しての適切な保護

(d) 指令（95/46/EC）に定められている原則に従い、違反を報告した人物及び申し立てによると違反の責任がある自然人の両方に関する個人データ保護

(e) 更なる調査又は、その後の司法手続きの観点から国内法令により開示が要求されない限り、特定事業者内で起きた違反を報告した人物に関して、あらゆる場合において機密性が保証されることを確保する明確な規則

3. 加盟国は、特定事業者の性質と規模に応じて、特定の独立した匿名の手段を通じて内部違反を報告するために、特定事業者の従業員又は同等の立場にある人物が、適切な手順を踏めることを義務付けなければならない。

加盟国は、マネー・ロンダリング疑惑又は内部テロ資金供与疑惑を FIU に報告する特定事業者の従業員及び代表者を含む個人を、法的に脅迫、報復措置、敵対行為、特に、雇用者への不利益な措置又は差別的措置を受けないよう保護することを確保しなければならない。

加盟国は、マネー・ロンダリング疑惑又は内部テロ資金供与疑惑を FIU に報告するために、脅迫、報復措置、敵対行為、雇用者への不利益な措置又は差別的措置を受けた個人に対し、安全な手段で各所轄官庁に主張する権利があることを確保しなければならない。加盟国はまた、FIU が集めた機密情報に不利益を与えることなく、当該個人が、本項の下、自らの権利を保護するための効果的な救済を受ける権利を持つことを確保しなければならない。

第 62 条

1. 加盟国は、所轄官庁が、信用機関及び金融機関に対して第 58 条及び第 59 条に従って課されるすべての行政処分及び行政措置（それに関連する不服申立て及びその結果を含む。）を、欧州監督機構（ESAs）に通知することを確保しなければならない。

2. 加盟国は、加盟国内の所轄官庁が、自国の国内法令に従って、関係者の犯罪記録に関連する有罪判決の存在を確かめることを確保しなければならない。これらの目的のためのすべての情報交換は、国内法令で実施されている決定（2009/316/JHA）及び枠組み決定（2009/315/JHA）に従って行われなければならない。

3. 欧州監督機構（ESAs）は、信用機関及び金融機関に対して第 60 条に従って課される行政処分及び行政措置の各所轄官庁の公表に繋がるウェブサイトを持続しなければならず、また、各加盟国が行政処分及び行政措置を公表する期間を示さなければならない。

第 63 条

欧州議会及び理事会（32）の規制（EU 648/2012）の第 25 条(2)(d)は次に差し替えられる。

‘（d）CCP は、欧州議会及び理事会指令（EU 2015/849）に従う欧州委員会によって、EU の金融システムに重大な脅威をもたらす国のアンチマネー・ロンダリング及び反テロ資金供与体制に戦略的な欠陥のない第三国において、設立又は承認される。

第 64 条

1. 委任された行為を採択する権限は、本条に定められた条件に従って、委員会に与えられる。

2. 第 9 条で言及されている委任された行為を採択する権限は、2015 年 6 月 25 日から不定期で、委員会に与えられなければならない。

3. 第 9 条で言及されている委任された行為を採択する権限は、いつでも欧州議会又は理事会によって取り消すことができる。取消しという決定は、当該決定で指定された権限の委任に終止符を打たなければならない。当該決定は、EU 官報に当該決定が公表された翌日又はその中に記載された日付から効力があるものとしなければならない。当該決定は、すでに施行されているすべての委任された行為の有効性に影響を及ぼさないものとしなければならない。

4. 委任された行為を採択し次第、欧州委員会は、同時に、欧州議会及び理事会に通知しなければならない。

5. 第 9 条の規定に従って採択された委任された行為は、欧州議会及び理事会に、当該行為の通知から 1 か月以内に欧州議会又は理事会のいずれによっても異議が表明されなかった場合、又は当該期間の満了前に欧州議会及び理事会の双方が欧州委員会に異議を申し立てない旨を通知した場合に限り、効力を生じなければならない。当該期間は、欧州議会又は理事会の発意により 1 か月延長されなければならない。

第 64a 条

1. 欧州委員会は、欧州議会及び理事会の規制（EU 2015/847）第 23 条に言及されているマネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止委員会（本委員会）によって支援を受けなければならない。本委員会は、規制（EU 182/2011）で意図する委員会でなければならない。

2. 本項を参照する場合は、欧州規制（EU 182/2011）の第 5 条が、適用されるものとする。

第 65 条

1. 欧州委員会は、2022 年 1 月 11 日までに、かつ、その後 3 年毎に、欧州議会及び理事会に対し、本指令の実行についての報告書を作成し、当該報告書を提出しなければならない。当該報告書には、特に次の（a）から（g）を含むものとしなければならない。

(a) 新たに生じつつある問題、及び、EU の金融システムを脅かす新たな展開を防止し、対処するために、EU 及び加盟国レベルで採択された具体的な措置とメカニズムの説明

(b) 所轄官庁及び自主規制機関の監督権限並びに調査権限を妨害する国内法令に関する苦情を含む、EU 及び加盟国レベルでの追跡の動き

(c) 加盟国の所轄官庁及び FIU に関連する情報の有用性、又はマネー・ロンダリング及びテロ資金供与を目的とする金融システム使用の防止の説明

(d) 所轄官庁と FIU 間の国際協力及び情報交換の説明

(e) 加盟国が本指令を遵守しているかを検証するため、並びに加盟国での問題発起及び新しい出来事を評価するための、委員会がとる必須の行動の説明

(f) 同盟国及び加盟国レベルでの、同盟国以外で設立された法人その他の法人の受益所有権情報の収集及びアクセスの可能性に関する具体的な措置及びメカニズムの実現可能性、並びに第 20 条（b）に記す措置の比例性の分析

(g) 欧州連合基本権憲章（the Charter of Fundamental Right of the European Union）によって認められている基本的権利及び基本的原理が、どのくらい尊重されているかの評価

2022 年 1 月 11 日までに公表される最初の報告書には、必要に応じて、適切な法案を添付しなければならない。適切な場合には、仮想通貨に関して、FIU がアクセス可能なユーザの身元及び財布の住所を登録する中央データベースを設置し維持する権限、並びに仮想通貨ユーザの使用のための自己宣言書式を設定し維持する権限、並びに加盟国の資産回収事務所（Asset Recovery Office）間の協力及び第 20 条（b）に記す措置のリスクに基づく適用を改善する権限を含む。

2. 欧州委員会は、2019 年 6 月 1 日までに、第三国との FIU 間の協力の枠組み、及び調整・支援メカニズムの設立の可能性を含め、EU 内の FIU 間の協力を強化するための障害及び機会を評価しなければならない。

3. 欧州委員会は、適当な場合には、新たな評価の結果、マネー・ロンダリングを防止し、かつ、テロ資金対策の分野において権限を有する国際機関及び基準設定主体がこの意味で発行した勧告に照らして、法人の受益所有権を特定するための割合を引き下げる必要性及び相応性を評価する報告書を欧州議会及び理事会に発行しなければならない。適切な場合には、立法提案を提出しなければならない。

第 66 条

指令（2005/60/EC）及び（2006/70/EC）の差し替えは、2017 年 6 月 26 日から有効になる。

差し替えられた指令の照会は、本指令の言及から構成されなければならない。附属書 IV に示された相関表に従って読まれるものとしなければならない。

第 67 条

1. 加盟国は、2017 年 6 月 26 日までに本指令を遵守するために必要な法律、規制及び管理規定を施行するようにしなければならない。

加盟国は、2020 年 7 月 10 日の第 12 条第 3 項を、適用しなければならない。

加盟国は、2020 年 1 月 10 日までに第 30 条で言及されている登録簿、2020 年 3 月 10 日までに第 31 条で言及されている登録簿及び 2020 年 9 月 10 日までに第 32a 条で言及されている集権された自動メカニズムを設定しなければならない。

欧州委員会は、2021 年 3 月 10 日までに加盟国と協力して第 30 条及び第 31 条で言及されている登録簿の相互接続を確保しなければならない。

加盟国は、本段落で言及されている措置の文書を直ちに通達しなければならない。

加盟国はこれらの措置を採択する場合、加盟国は、本指令への参照文書を含むか、又は、官庁出版物時に当該参照文書を附属しなければならない。当該参照文書を作る方法は、加盟国によって定められなければならない。

2. 加盟国は、本指令の対象となる分野において採択した国内法令の主要規定の本文を欧州委員会に通達しなければならない。

第 68 条

本指令は、EU の官報に掲載されてから 20 日後に施行されなければならない。

第 69 条

本指令は、加盟国に向けられている。2015 年 5 月 20 日、ストラスバークで行われた。

欧州議会 議長 M.SCHULZ

欧州理事会 議長 Z.KALNIŅA-LUKASEVICA

附属書 1

次に掲げる事項は、特定事業者が、第 13 条第 3 項に従って、顧客事前調査措置をどの程度適用するかを決定する際に考慮しなければならないリスク変数の非包括的なリストである。

- (i) 口座の目的又は関係性の目的
- (ii) 顧客が預ける資産レベル又は行われた取引の規模
- (iii) 業務関係の規則性又は継続期間

附属書 2

次に掲げる事項は、第 16 条で言及されている潜在的により低いリスクの要因及び証拠の種類
の非包括的なリストである。

(1) 顧客リスク要因

(a) 受益所有権の十分な透明性を確保するための要件を課す開示要件（証券取引所の規則、法律又は執行可能な手段による。）の対象となる公開会社

(b) 行政又は公共企業体

(c) (3)で設定されているリスクがより低い地域に住居している顧客

(2) 製品、サービス、取引又は配送経路のリスク要因

(a) 保険料が安い生命保険契約

- (b) 早期解約オプション及び担保として使用不可能な年金制度のための保険契約
 - (c) 拠出金が賃金から控除され、かつ、制度規則が当該制度の下で加入者の持分の譲渡を認めていない場合、従業員に退職金を支給する年金制度、退職年金制度又は類似の制度
 - (d) 金融包摂目的のためのアクセスを増加させるために、特定の種類の顧客に対して適切に定義されかつ限定されたサービスを提供する金融商品又はサービス
 - (e) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクが、限度額（purse limits）又は所有権の透明性等その他要因によって管理されている場合の商品（例：特定の種類の電子マネー）
- (3) 地理的リスク要因—登録、設立、住居地
- (a) 加盟国
 - (b) 有効な AML/CFT システムを持つ第三国
 - (c) 腐敗やその他の犯罪行為のレベルが低いと信頼できる情報源によって特定された第三国
 - (d) 相互評価、詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書のような信頼できる情報源に基づいて、改定された FATF 勧告【訳注：Financial Action Task Force 金融活動作業部会】と一致しているマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対抗する要件を持ち、当該要件を有効的に実行する第三国

附属書 3

次の、第 18 条第 3 項で言及されている潜在的により高いリスク要因及び証拠の種類の非包括的リストである。

- (1) 顧客リスク要因
- (a) 取引関係が異常な状況で行われていること
 - (b) (3) で設定されるリスクのより高い地域に住居する顧客
 - (c) 車を保有する等個人資産がある法人又は法的機関
 - (d) 候補株主又は無記名証券を有する企業
 - (e) 現金取引型事業（cash-intensive）
 - (f) 企業の所有権構造が普通ではない又は過度に複雑である企業事業の性質
 - (g) 資本転移、不動産購入、国債の購入又は加盟国企業体への投資を引き換えに加盟国の住居権又は市民権を申請する第三国の顧客

(2) 製品、サービス、取引又は配送経路のリスク要因

(a) 民間銀行

(b) 匿名の可能性がある製品又は取引

(c) 電子身元確認手段、欧州規制（EU No910/2014）で定義されている関連のある信託サービス、関連のある国の所轄官庁によって規制、認知、認証、承諾されたその他安全な遠隔又は電子識別プロセスのような特定の保護手段なしの対面しない取引関係又は取引

(d) 知らない又は関係のない第三者からの支払い

(e) 新しい配送メカニズム、新製品及び既存製品両方向けの新技术又は開発中の技術の使用を含む新製品又は新取引

(f) 石油、武器、貴重な鉄、たばこ製品、文化遺物、その他考古学的、歴史的、文化的、宗教的に重要なもの又は希少な科学的価値のあるもの、同様に象牙及び天然記念物

(3) 地理的リスク要因

(a) 第 9 条を害することなく、相互評価、詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書などの信頼できる情報源によって、有効な AML/CFT システムを有していないと判断された国

(b) 腐敗やその他の犯罪活動が著しい国として信頼できる情報源から特定された国々

(c) 制裁措置、禁輸措置、その他これらに類する措置対象となる国（例えば EU や国際連合）

(d) テロリスト活動の資金供与又は援助を行う国、又は指定されたテロ組織が当該国内で活動する国々

附属書 4 相関表

本指令	指令 2005/60/EC	指令 2006/70/EC
—		第 1 条
—		第 3 条
—		第 5 条

—		第 6 条
—		第 7 条
第 1 条	第 1 条	
第 2 条	第 2 条	
第 2 条第 3 項から第 9 項		第 4 条
第 3 条	第 3 条	
第 3 条第 9 項から第 11 項		第 2 条第 1 項 から第 3 項
第 4 条	第 4 条	
第 5 条	第 5 条	
第 6 条から 8 条	—	
第 10 条	第 6 条	
第 11 条	第 7 条	
第 13 条	第 8 条	
第 14 条	第 9 条	
第 11 条 d 号	第 10 条第 1 項	
—	第 10 条第 2 項	
第 15 条から 17 条	第 11 条	
—	第 12 条	
第 18 条から第 24 条	第 13 条	
第 22 条		第 2 条第 4 項

第 25 条	第 14 条	
—	第 15 条	
第 26 条	第 16 条	
—	第 17 条	
第 27 条	第 18 条	
第 28 条	—	
第 29 条	第 19 条	
第 30 条	—	
第 31 条	—	
—	第 20 条	
第 32 条	第 21 条	
第 33 条	第 22 条	
第 34 条	第 23 条	
第 35 条	第 24 条	
第 36 条	第 25 条	
第 37 条	第 26 条	
第 38 条	第 27 条	
第 39 条	第 28 条	
—	第 29 条	
第 40 条	第 30 条	

第 45 条	第 31 条	
第 42 条	第 32 条	
第 44 条	第 33 条	
第 45 条	第 34 条	
第 46 条	第 35 条	
第 47 条	第 36 条	
第 48 条	第 37 条	
第 49 条	—	
第 50 条	第 37a 条	
第 51	第 38 条	
第 52 条から第 57 条	—	
第 58 条から第 61 条	第 39 条	
—	第 40 条	
—	第 41 条	
—	第 41a 条	
—	第 41b 条	
第 65 条	第 42 条	
—	第 43 条	
第 66 条	第 44 条	
第 67 条	第 45 条	

第 68 条	第 46 条	
第 69 条	第 47 条	